

令和3年 第5回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和3年第5回南会津町議会全員協議会会議録目次

9月10日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
南会津町過疎地域持続的発展計画について	4
南会津町水道事業アセットマネジメント計画について	2 6
木の町コミュニティ館（仮称）建設後の施設運営について	3 6
新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業について	4 8
◎閉会の宣告	6 3

令和3年第5回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和3年9月10日（金曜日）午前11時15分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 南会津町過疎地域持続的発展計画について
 - (2) 南会津町水道事業アセットマネジメント計画について
 - (3) 木の町コミュニティ館（仮称）建設後の施設運営について
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業について
- 4 閉会

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	小 寺 俊 和	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長

渡部 秀介	住民生活課長	阿久津 勝英	健康福祉課長
室井 利和	農林課長	星 博文	商工観光課長
月田 啓	建設課長	遠藤 知樹	環境水道課長
渡部 さつき	会計室長	菅家 康夫	農業委員会 事務局長
渡部 浩明	学校教育課長	廣野 友一郎	生涯学習課長
阿久津 正人	館岩総合支所長	馬場 誠	伊南総合支所長
酒井 浩哉	南郷総合支所長	長沼 正憲	総合政策 課長補佐 兼地域振興係長
阿久津 政臣	総合政策課 企画政策係長	松山 知恵	林業成長産業化 推進室長
橘 昭	農林課長補佐 兼林政係長	渡部 和臣	農林課林業振興 係長
大竹 政範	商工観光 課長補佐 兼商工振興係長	五十嵐 正喜	商工観光課 観光交流係長
星 宏明	建設課長補佐 兼建築営繕係長	白川 秀一	建設課 営繕担当係長
星 善介	環境水道課 水道係長		

事務局職員出席者

星 貴夫	事務局長	星 彰	議事係長
------	------	-----	------

開会 午前11時15分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまから令和3年第5回南会津町議会全員協議会を開会いたします。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりであります。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○大宅宗吉町長 本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙の折にもかかわらずご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は4つの項目についてご説明させていただきたいと思っております。

まず1点目は、南会津町過疎地域持続的発展計画についてであります。

過疎地域に指定されている本町におきましては、総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施し、地域の自立、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等を図ることを目的に、これまで過疎地域持続的発展計画の検討を進めてきたところであります。このたび、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする南会津町過疎地域持続的発展計画について、福島県との協議が調ったことから、その内容についてご説明させていただくものであります。

2点目は、南会津町水道事業アセットマネジメント計画についてであります。

本町の水道施設については、老朽化に伴い、施設更新の必要性が高まっているものの、料金収入は人口減少等により年々減少傾向にあります。このような状況にありながらも、将来にわたり水道施設を健全な状態で維持し、水道水を安定的に供給していく必要があることから、施設・設備の更新需要と財政収支の見直しを行い、水道事業の課題の把握と基本方針を示すために、このたび南会津町水道事業アセットマネジメント計画を策定しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

次に3点目、木の町コミュニティ館（仮称）、この建設後の施設運営についてであります。林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業の最終年度を迎え、木の町復活に向けた林業の拠点施設として位置づけている木の町コミュニティ館（仮称）の建設については、事業期間内の整備に向け、事業を加速化させているところであります。今回、施設内部の機能と運営方法について、その概要をご説明させていただきます。

4点目は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業についてであります。

いまだ収束の兆しの見えない第5波の影響により、全国各地に緊急事態宣言が発出され、本県もまん延防止重点措置地区の対象となっていることから、地域経済への影響緩和のため、本定例会補正予算案に生活応援商品券給付事業、酒蔵緊急支援事業、南会津に泊まって応援キャンペーン事業及び会津高原4スキー場誘客促進強事業の4つの支援策を計上いたしておりますので、その内容についてご説明させていただきます。

以上、4項目の案件の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、今後とも町政運営に関し、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題については実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるようよろしくお願いいたします。

(1) 南会津町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

説明をお願いします。

企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 総合政策課企画政策係長の阿久津と申します。

私のほうから、南会津町過疎地域持立的発展計画について説明をさせていただきます。

まず初めに、過疎法、そして計画策定までの経過についてご説明をさせていただきます。

これまで過疎法は昭和45年度から令和2年度までの4度の過疎対策のための特別措置法が時限立法でつくられておりまして、50年以上にわたり、過疎地域からの脱却のための各施策を展開してきたものでございます。

前法の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月31日で期間満了となり、新たに令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、南会津町過疎地域持続的発展計画を策定することとなりました。

当計画は、過疎法に基づく、過疎地域として指定された本町が、持続可能な地域社会の形成に向け、基本方針や事業計画等を定め、本町における持続的発展のための指針となるものです。

当計画の策定につきましては、前回の計画の策定時を参考にさせていただきますと、通常であれば令和2年度中に国からの策定方針が示され、策定作業を行い、令和3年度から施行するという流れでしたけれども、本計画の策定方針が令和3年4月下旬に国から示されまして、9月議会での議決を得ることが必須となったことから、このたびの提案となっております。

これまで、町民の意見を計画に反映させるため、7月9日から8月9日までの1か月間、パブリックコメントの実施、各地域協議会からの意見を聴取しつつ、福島県との事前協議を進めてまいりました。また、6月定例議会の総務委員会では、計画策定の経過報告を行い、8月4日には、計画素案について説明を行ってきたところでございます。

ここからは、過疎計画についてお配りしておりますA3横の概要版を使ってご説明をさせていただきます。

資料上段の黄色い部分に過疎法前文を転記してございます。過疎地域の役割、課題、目指す姿が記載してあります。こちらには、過疎地域は食料、エネルギー供給、自然環境の保全、文化の継承、景観の形成などの機能を有し、これらが発揮されることにより、国全体を支えています。

そして、人口減少、少子高齢化が継続しており、人材不足、交通機能の確保及び向上、医療、教育、集落の維持、農地等の適正な管理などが喫緊の課題となっている。このような状況から、移住者の増加や情報通信技術の利用など、様々な施策を推進させ、地域の自立に向けて持続可能な地域社会の形成と地域活力のさらなる向上が必要であり、そのための施策を総合的かつ計

画的に推進することがこの法律の制定の趣旨となっております。

では、資料の左の下側の青い枠で囲まれているとご覧ください。

まず、過疎地域とは、人口の著しい減少に伴い、地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域のことであると、過疎法の第1条に示されてあります。過疎地域の指定につきましては、市町村の人口減少率や財政力といった数値的な要件があり、総務省が法律に基づいて指定を行っており、本町は町の全体が過疎地域に指定をされております。

次に、過疎法についてですが、冒頭、過疎法の前文で説明をいたしました。必要な特別措置を講じ、地域の持続的発展を支援し、風格ある国土の形成に寄与することを目的と定められております。繰り返しになりますが、過疎計画は、過疎地域の持続的発展の特別措置を受けるために策定し、過疎地域の脱却、自立に向けて持続的可能な地域社会を形成することを目的に、総合的かつ計画的な対策を記載したものになります。

そして、この計画を策定することで、資料にありますように、国から4つの特別措置の支援を受けることが可能になります。その中で、③にあります過疎地域の持続的発展のための地方債ということで、過疎対策事業債、いわゆる過疎債がこれに当たります。これは、過疎計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められる地方債になります。過疎債は、充当率100%、交付税措置70%と非常に財政的にも優位なものであることから、本町では、これまでもこの過疎債を活用し、様々な事業を進めてきたところでございます。

続いて、資料の右側になります。大項目で5、過疎計画事項といたしまして、本町の過疎計画は、町の最上位計画に位置づけられております第2次南会津町振興計画にぶら下がる計画として、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略と同様の個別計画となり、策定に当たっては、これらの計画との整合性を図っております。

計画の内容についてですが、まず、3つの基本の方針として、1つ目、地域の個性と特徴を磨き、みんなが元気で活力ある地域として自立できるよう人が集まる、人を育む、みんなが笑顔で輝くまちというまちづくりを進める。

2つ目、町の最上位計画である総合振興計画の基本目標、基本方針に基づき、5つの目標の柱と13の基本目標を掲げ、地域づくりを推進していく。

3つ目、施策横断的な視点として、Society5.0やSDGsを推進していく。

このような基本の方針の下、各施策を実施していきたいというふうに考えております。

具体的な施策、計画の構成につきましては、その下の表にあります1、基本的な事項から

13、その他までを大項目のおりとなりまして、赤字で記載をされているところが本計画から新たに追加された項目となっております。また、本計画から達成状況の評価に関する事項としまして、成果指標を掲げ、進捗管理をしていくことが義務づけられております。この成果指標も総合振興計画、総合戦略に掲げている成果指標と整合性を図り、進捗状況を検証していくこととしております。

具体的には、お配りしております計画の冊子のほうをお開きいただきたいといふうに思います。

まず3ページから12ページまでが、基本的な事項といたしまして、町の概況、人口、産業の推移や動向、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、基本目標等が記載をされております。13ページからは各項目の現状と問題点及びその対策、14ページには、成果指標と計画最終年度である令和7年度の目標値を設定し、進捗状況管理を行っていきたいと考えております。その下には、事業計画といたしまして、現段階で見込まれる令和7年度までの事業について計上をしております。

これまでの計画では、社会情勢等の変化により、計画に盛り込まれていない事業を行う必要が出た場合には、計画を変更するという事も可能でした。現時点で計画変更に関する国からの詳細な方針が示されておられませんので、明確にはお答えすることができませんが、これまでの計画変更の手続が継承されるのではないかと想定をしているところでございます。

今後、計画を変更する際には、内容によっては県との協議、議会の議決が必要になる場合もあるということをご認識いただきたいといふうに思っております。

なお、福島県との正式協議も8月30日に調いましたことをご報告させていただきます。

最後に、本計画については、本会議においてご審議をいただくことになっておりますが、お手元にお配りしております別冊、冊子のほうですけれども、こちらは当日議案として使わせていただくということも議長のほうには了承をいただいておりますので、当日忘れずにお持ちいただけたらというふうに思っております。

以上で、南会津町過疎地域持続的発展計画の概要についての説明になります。

○室井嘉吉議長 それでは、これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見等ございましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございますか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私は総務委員会ですので、前回の総務委員会のところでも政策課の説

明を受けております。その上で、いろいろこれを熟読いたしました。そしてちょっと気づいた点と分からない点があるので、理解を深めるために質問させていただきます。

まず、この持続的発展計画という名前ですよね。これを見ますと、例えば、今、南会津町における限界集落の割合の関係が大変重要になってくると思うんですよ。例えばこれが、限界集落じゃない普通のまだそこまで達していない地域を対象にしているのか。例えば限界集落となっているのか。この計画で果たして限界集落が持続的に発展できるかどうかというふうな問題が出てくると思うんですよ。要は本当に現地に合っているかどうかです。

そういう面でちょっと読んでみますと、この基本的なところに限界集落の文言が全然書いていないんですよ、割合とかそういうのも。例えば、南会津町の地区が幾らあって、そのうち限界集落が何割になっているのかということも全然表記されていない。そういうことについての認識というのは、把握してこの計画をつくられたんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

まず、この計画につきましては、本町、町全体がこの過疎地域ということで指定されておりました、特にその限界集落だ、限界集落でないということの区分けはされておられません。その中で、限界集落の文言というふうな話ですが、そういった高齢化率などで限界集落か、限界集落でないかというようなことが判断されていると考えますが、毎年、その集落数につきましては、変化が生じているところでございます。仮に昨年、限界集落、50%を超えている集落だったとしても、翌年には50%を切るというような集落もございますので、その部分については、ここに特に明記はしませんでした。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 こういう計画というのは、例えば、病気に対しての処方箋だと思うんですよ。その症状に対しての処方箋。分かります、言っていること。それが、その人の今の状況に合っているかどうかということが一番問題だと思うんですよ。

ここ国からのあれですので、無難につくられたと思いますが、せっかくだとしても今の状況に合っていない。こんなのやられてもその地区の人たちは、俺たちもう年寄りばかりで、そんなの何にもできねえというふうになっちゃうんですよ。ぜひそこら辺も現地に合った計画というのを考えていただきたい。これから修正も利くようですから。

その中で、ちょっと次に移ります。

Society5.0、これがよく分からないですよ。仮想空間と現実空間がああたら、こうたらと言っているんですけど、具体的に説明願えますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 Society5.0につきましては、この計画の中の11ページで内容について説明文は入れさせていただいておりますが、まずSocietyというものは何かということですが、社会という意味合いがあります。社会で5.0というのは、AI技術などを活用するというような、その内容になっておまして、社会全体をそういった人工知能とか、新しい技術を使って今、少子高齢化で人材不足、担い手不足というようなものが騒がれておりますが、その中で、そういった新しい技術を使い、例えば、今、車の自動運転、様々なランクがありますが、オリンピック時には運転手がかかずに運行していたというような、そういった技術を使いながら、これからの社会に対応していくというような内容になっております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私、総務委員会でも言いましたが、これからAIやロボットが社会の中で活用されてくれば、仕事の職場がなくなると言いましたよね。多分その後かな、皆さん帰った後かな。総務委員会でも言ったんですけども、これだけ仕事がない、仕事がないと言っておきながら、これからAIやロボットが社会進出してくれば、例えば、受付の人の業務はなくなるんですよ。仕事の場がなくなっちゃうんです人間の。そうしたときに、そういう社会の中で、どういう対応をしていくかということが問題だと思うんです。言っていること分かります。

例えば、昔は電話交換手っていました。ところが今、全然いないでしょう。なくなる職種というのはあるんですよ。それに対して、どう人材を育むのかというのが私は重要だと思うんです。AIやロボットを活用、活用って、議員の方にも一生懸命、そういう言っている方もいらっしゃるんですけど、そこに対して町民や我々がどう人材を育むかというのが大事だと思うんですけども、それに対しても人材を育むところで明記されているところありますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今、2番議員からAIのマイナス面というか、人の仕事なくなるんじゃないかという意味でのご質問をいただきました。

しかしながら、一方では、人口減少なり、高齢化で人手不足が生じているという事実がありまして、国では、そういったところを補うために、AIにできるとことはやっていただくというようなことなので、それ相反する部分かもしれませんが、両方やっぱり進めていく必要があ

る課題だというふうに感じております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 全く副町長の今の言っていることが私の意見同じなの。だからそこに対応する人材の育成を明記されているところはありますかと聞いているんです。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 まず、計画の中の11ページ、ご覧いただきたいと思います。

11ページの④になりますが、次世代の地域を担う人材の育成ということになっております。町民ニーズの多様化や高度化に対応した生涯学習環境の整備充実を目指しますということで、この後、こうこう書いてありますが、そのほかに、13ページ以降、各事業の項目等が上げられておりますが、例えば、13ページになりますが、その(3)にございます人材育成の現況と問題点及びその対策ということで、13ページには現況と問題点を示させていただきまして、14ページには、その対策といたしまして、将来の地域リーダーの育成を図りますであったり、特定非営利活動法人や目的を持って積極的に地域づくり活動に取り組む個人や団体等の育成と支援を図りますということで、こういった文言で整理させていただいております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 こういうあれで、これからA Iやロボットの社会、それに対応するというので理解していいですね。

次にいきます。12ページの人口に関する目標で、ここに年間出生数については80人、南会津町で年間80人ですよ。ということは月6人から7人の出生を目標として書いてあるんです。ところが、これほど少子高齢化の中で、これから死亡する高齢化の方が増えていくと思うんです。そして自然減少も、それは自然減少でしょう。

ところが、その中でも年代によっては亡くなる方も増えてくるかもしれない。本当に、年間80人でこの目標の人口を維持できるんですか。どういう計算なのかちょっとお聞かせ願いたいです。

○室井嘉吉議長 企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 お答えいたします。

今ほどの人口の推移ですけれども、こちら、多分見られていると思うんですけれども、第2期の南会津町まち・ひと・しごと総合戦略、こちらの人口ビジョン、こちらとの整合性を図っております。こちらでは、今ほど2番議員がおっしゃられましたとおり、年間80人を維持しますということでございましたが、こういったいろんな施策をしながら、最終的には、このま

までいくと2060年には、6,627人になる人口を8,320人に緩やかに減少率を抑えましょうというような計画になっております。こちらとの整合性を図っておりますので、こちらのビジョンの積算については細くなるので、ここではちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、先ほど言いましたとおり、そういった計画との整合性を図りながら、定めておることをご理解をいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃議員いいですか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 この過疎計画、略称で呼ばさせていただきます。過疎計画については、総務委員会で調査をさせていただきまして、今回報告書を提出させていただいております。先ほど、係長から説明があったとおり、過疎債とのセットだというところが大きなポイントの一つだと思っております。

したがって、この構成に当たっては、先ほど細かい質問、馬場議員からございましたが、一つ一つありますが、それらにつきましては、町の計画、各種計画から吸い上げているもの、また、事務事業の毎年各課で計画されているものを、精査されたものを上げている。つまりここに上げていないと、過疎債の適用を受けることができないので上げているという部分がございます。実質的な部分で。

しかしながら、一つ一つに当たっては、先ほど馬場議員の真摯な質問があったように、計画がしっかり実効的になるように皆さんには頑張ってください、これに尽きるかと思っております。

まず1点、私からお聞きしたいと思っております。

この計画、これをしっかり形にするために、どのような過程で政策形成をされたか。また、この計画を立案されたか、総合政策課でどのような取組を行ったか伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

先ほど、企画政策係長のほうから説明ありましたとおり、4月下旬に福島県、国のほうからこの計画に対する方針というものが示されておりました。それ以前につきましては、いくら何でも、この半年で、実質4か月、5か月で計画を策定するという、そういう動きはないだろうということで、年度当初に計画していた予定ですと、今回の議会でまず素案を説明させていただいて、12月に策定の議案として提出するというような予定でおりました。

ただ、4月下旬にその9月の議会で策定されなければ、今年度の過疎債につきましては、満額充当にはなりませんというような内容であったことから、全国各自治体そうだと思うんです

が、今回の9月の議会で提出して、そういった国からの特例措置を受けるといようなことになってしまいました。私のほうの読みが甘かったといえそうなのかもしれませんが、何分、皆さんとこう話し合いをしたり、あと町民の意見を深く吸い上げるということはなかなかできませんでしたが、今回、この策定をして、今年度から来年度にかけまして、振興計画を今策定を進めているところです。

この振興計画との整合性も図るために、来年、この過疎計画、見直しが出てくるのではないかと。ほぼ見直されるというふうには考えておりますので、再度、その振興計画、新しい振興計画を含めて、この内容について精査していければなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 説明をいただきました。それで、先ほど私のほうから各種計画があって、この上に総合振興計画が当然ありますが、それで実施したい事業、実施すべき事業というのを想定されながら、じゃ、どうやっていくかという財源を求めるときに、この過疎計画というのが非常に重要になってくる。ここに書かれている事業というのは、どういうところから上げられているのか、各種計画にあるものか、それ以外にはないのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この過疎計画の中にあります各項目の中に事業計画というものが上げられていますが、それにつきましては、振興計画の中から拾い上げたものになっております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 事業については、やっぱり上位計画である過疎計画だとか、地方創生の計画だとか、それがベースになるわけですがけれども、それ以外にも各課で把握している、やらなくてはいけないと思っている事業もこちらに入っております。ですから、幅広く事業を上げておいて、過疎債を充当するというような準備ができたときには、充当するというような計画の作り込みをしておりますので、幅広く総花的な中身になっていることは否めないかというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 より理解を深めるために、例えば、今回令和2年度の決算状況が出ました。決算概要の例えば、16ページ、17ページをお開きいただいて、ご覧いただきたいんですが、ここには地方債の目的別現在高がございます。現在、南会津町においては、過疎対策事

業債、令和2年度末現在が50億円となっています。非常に大きな額で、一般単独事業債の次なんです。財源としては非常に大きなものになっております。例えば、令和2年度ではどんな事業が行われたかという、例えば、さゆり荘、新しくできました星の郷ホテルであるとか、林業産業成長化地域創出モデル事業に充当されていたり、御蔵入交流館の設備改修、主に大きなハード事業に利用されているというのが実態だと思いますが、例えば、これ今50億円というのは非常に大きな額かと思いますが、例えば利用の制限、予算規模に合わせて何%までですよとか、国総額でこれくらいあるので、割当てとしてはこれくらいですよとか、県との協議が必要かと思うんですが、どのような物差しで過疎債を適用させようというようなことを、充当させようというふうにするのか、まず町の方針、それと県、国、それとの協議の中でどのようなことが求められるのか、その2点について伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 町債の関係になりますので、総務課のほうからお答えさせていただきます。

過疎債につきましては、国の地方財政計の中で全国で一定の金額が示されます。当然年度によって増減するものでございます。それは国の方針によって変わってくるということなものですから、手元にその数字はちょっと持っておりませんが、その割合に応じて当然、各過疎をお持ちの県に割り振りが来るものと思っております。福島県、当然過疎地域が多いほうの県になっておりますので、配分は多くなっているかと思えます。その額についてもちょっと手元にはありませんが、そのいただいた、県に割当てになった過疎の金額の中で、各市町村が総務部の市町村課、起債の担当のほうに出向いて、本町の中でこういう事業をやりたいということで説明をして、ヒアリングを行って、それを吸い上げて、県で県内の過疎町村の中でならして、割当てが来るということでありまして、一定の南会津町ですから何億円とかという規模が決まっているわけではなくて、実態に応じて、町村からのヒアリングに応じて県からの配分、これが決定されるという仕組みになっております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今、総務課長からは国・県の流れの話を申し上げましたけれども、町の取扱いということで、質問があったかと思えます。町では、基本的に起債を返すお金、返す額よりは借りるお金を少なくしていきましょうというのが、基本的な考え方として持っておりました。

しかしながら、ここ数年、大型事業が重なってきたものですから、実際には返す額よりも借

りる額のほうが大きくなってきたということで、今後の財政運営は、やっぱりそこは規律として守っていかなくちゃいけないねということで、各課に今どういう事業が今後出てくるのか、リストアップをして、来年の予算編成で幾らぐらい起債の額として見込めるのか、そういったところを精査をしながら財政規律としての借りる額よりも返す額が少なくなるように、そういう取組でやっているということでございます。

過疎債について、やっぱり一番有利な財源でございますので、全体の、今私が話したのは過疎債だけじゃなくて全体の起債の考え方です。過疎債については、その中で県の枠もあるでしょうし、町としての優先順位もございますから、そういったものを総合的に見て、充当する事業を決めていくという考え方でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 最後の質問にします。先ほど変更があった場合どうするんだというようなことがありました。総合振興計画を、今立てられているということで、以前の議会中にも総合振興計画に当たっては、例えば、町長の公約も入れていくよということがありました。これはそうすると4年に1回変わる計画、変更もあります。また、こういったコロナ対策ということで、新しく時代に応じてやらなくてはならないことがあることもあります。

そういった場合にじゃ、どう対応するのかということがポイントだと思うんですけども、先ほど変更に対しては、議決案件でやらなくてはならないこともあるけれども、そうでない部分もあるのではないかというようなニュアンスだったかと思います。それについては、どのようにされていくのか、また計画ローリング、PDCAをやる中で、毎年その変更をかけていくのか、変更の基準とPDCAの持っていく方、それについて伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 この計画の変更につきましては、先ほど企画政策係長が説明しましたとおり、まだ国からの変更に対する方針というものが示されておりませんが、以前であれば、以前のもので継承されるのではないかとということをお話をさせていただきますが、その事業が、例えば、この計画書全体の中で取り組む事業が読み取れる内容になっているのであれば、変更は必要なかったということもあります。

あと、この事業計画で新たに追加しなければならないというものは、ここに追加し、県の協議を経ながら議会に提出して、事業変更ということで提出させていただいた経緯がありました。今、現在でその方針が決まっていない中での現在の方針ですが、こういった事業の追加などにつきましては、今後も対応していきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほどから何回も申ししておりますが、方針が決まって、それを見た中で、再度精査していきなというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 ちょっとこの案件であとどれほどありますか。3人。

それでは、お昼にもなりましたから、ここで昼食休憩といたします。

再開は午後1時よりということをお願いします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時59分

○室井嘉吉議長 それでは、午前に引き続き、質問、ご意見等を引き続き受けていきたいと思
います。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 では、私は各項目のところで、ちょっとこれは本当にそういう方針な
のかどうかということで確認をしたいと思います。

41ページ、医療の確保、(1)の②の一番目、今、ここで書いてあるのは、県立南会津病
院の安定的な医師の確保までは、決してどうのこうのじゃないんです。ただ特に産婦人科、眼
科の場合あれですが、産婦人科については、今、別な動きありますよね。新聞報道にも載っ
ているでしょう、一面トップに。この高齢者の医療の施設ということで、今病棟が3つあるうち、
実際に稼働がされているのは1病棟じゃないですか。その中で、じゃ、婦人科の体制が、決し
て私は、それでやらないほうがいいのかなんていう考えではありません。私も医療の充実というの
を要望しているつもりですから。

ただ、実態論と合っていないんじゃないか町のほうで今進めているもの、だからこのとこ
ろは、ちゃんとその整合性を図るような、今それでなくても動きが、ただコロナ禍の中で高齢
者施設の関係が遅れているというふうにマスコミ報道なり新聞では書いてあったやに私は考え
るんですが、決してそれでいいというふうには思いませんけれど、ただ、いかがなものな
んですかと、このとおりの、この計画の中だけでいいのかなというふうに思いますが、まず1点、
それをお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

今、現実論といいますか、現状の中でのそういう整合性があるのかというお話だと思うんですけども、これは、やはり地域にとって、先ほども年間80人のお子さんを期待したいということであれば、やはり町としては、それなりの相応の整備はお願いしていく必要があると、そのように思っています。ですから、現実には現実として、あと体制としてどのようにするかということは、県のほうにこれまで同様に、そういう意味では、私たちの町ばかりじゃないんで、周りもあるんで、その辺のことも含めて共同で今後ともそれは進めていく必要があると、私そのような認識でいます。

ですから、現実はそのような状況だから、今、確かにコロナの状況一つありますけれども、そういう中で、仮に要望してもそういうことが応えられないんじゃないかというご心配だと思いますが、そうであっても、だったらまた県のほうではそれはしっかり対応していただくような対応の中で、町としては要望をしていく必要があるだろうと、私はそういう認識でいます。

ですから、確かにそういう点ではありますが、現状をもう認めながら、あともうこれで諦めるようなことじゃなくて、やっぱりその先といいますか、地域づくりでは何が大事かということをしかりそういう見据えた中でこの計画を立てていくということが基本でございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は今町長本当に、私が質問したときはちょっと逆の立場での町長答弁というのが現実的にあったんじゃないかなというふうに思うんですが、だから、もしそうであれば、ちょっと文面の豊富化を図るべきではないのかなと。やはり、その動きが現実に出ているものについて、例えば、一つは成果指標、これ目標が9診療科目とありますけれども、現状12診療科目じゃないですか。今、非常勤とか施設、ある程度総合病院というか、そういう体制の中で、その応援がほとんどなんですけれど、確かに4診療科目ですよ。内科、外科、整形外科とそして小児科だから。それが常勤の今、医者がいるという形なんですけど、実際診療を標榜している科目というのは、12診療科目ですから、逆にそれを3つ減らすということもないんじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 別にその12診療を仮にやっているにしても、9診療科目にしたから、それは後退だと、そういうことじゃなくて、必要な診療科目そのものはやっぱり我々としては、地域として今までも要望してきたし、これからもそれは続けていく必要があると思います。

いろいろな中で、我々もこれまでも眼科はもちろん、週にもっとやってくださいとか、常勤

医にしてくださいとか、麻酔科とか心療内科とか、そういう精神科とか、いろんな要望をしていますよ。一番はこれまでも何回もこのことに関しては答弁させてもらいましたけれども、やはり医師不足ということが一つあるし、ですから、あとは医療制度といいますか、医師のそのようなこともいろんな状況があって、なかなかこれは我々の地域ばかりじゃなくて全国的にそういう流れになってきていることなんで、これは県に要望するものと国のほうに要望するものとあると思うんです。

ですから、私どもとしては、ある程度、会津若松には中核の医療機関はありますけれども、私たちのこの地域としての命を守る、そして皆さんの健康を守る、そういう意味での役割を果たすべきその県立病院としての要望はしていくべきだと、私はそのように考えておりますので、確かに、そういう現実と違うじゃないかと言われるかもしれませんが、要望の内容もそのようなことも現実にはありますが、しかし、それじゃなくて、安定した、安心したその地域づくりということで、やはりこの中でうたって、そしてそれを目標にして頑張っていくというようなことのでございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 それでは、私のほうからちょっとお話しさせていただきます。

今、議員ご指摘なのが41ページの件だと思います。文面がありまして、その下に成果指標がございますが、こちらについては、県立南会津病院の常勤医師による診療科目数の現状と目標について記したものでございます。先ほど議員おただしのとおり、現在は4診療科目でございますが、5年後の令和7年度に9診療科目に増やしたいという、そういった思いで記載がされているところでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ですから、こういうものはつまり産婦人科のこの文面というのは、4年ぐらい前の、多分文面ではなかったのかなというふうに私は認識しています。

だから、もし今の現状に合わせて、決して後退したかなではなんだと。ただ、やっぱり前向きな形で一応この計画をやっていくわけですから、今の9診療科目は分かりました。常勤医師で、常勤は従来どおりやっていくんだというような、そういう認識でよろしいんでしょう。まずそちらは1点ね。

そしてあと、やはりちょっと内容というか、実際の過疎地域持続的発展特別事業として、42ページの一番上のほうに上がっている文というのはちょっと文面の追加、あとその(1)の②の一番最初の関係は少し文面の豊富化を図ってもいいのではないのかなというふうに思う

んですが、どうでしょうか。全部それは中に入っているというような形なんですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 先ほど、総合政策課長からお話をさせていただいたんですが、本来であれば、こういった事前説明があつて、本当の計画に出していくというのが筋だったんですけど、今回については、間に合わなくて、この説明がイコール議案としての説明になってしまったということはおわびをしたいと思います。

それで、計画案の中身の修正ということになりますと、ちょっと大きな問題になるものから、ここは、この文章にとどめさせていただいて、実際に実行する際、もしくは次の修正があるときに、変更があるときにそこを盛り込んだ形で対応するというので、何とかご了承いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 町長の提案理由の説明、そして今回の全協の担当からの説明のときにありましたが、いわゆる県と協議が調ったと、こういうふうには発言されていますね、県と協議が調ったということは、今、副町長から話があったように、本来は、その前に素案として、やはり議会で審議をするというのが本来の姿だろうと思います。つまりこれは時間がなかったという大きな要因があるんでしょうけれど、議会軽視にもつながることになると思うんですね。

そこで、この計画が、今回9月に議決されないと、つまり過疎債等の満額の充当ができないと、これがもし国がそのようなことを言ってきているとすれば、これはおかしい話です。本来、地方のいわゆる自立化というのは、国の命題なはずで、そこを地方自治体が現状を把握しながら、しっかりと計画をつくれるような時間を与えないで、しかもある意味、こちらのほうがひるむような発言があるというのは、ちょっと私としては、担当者の方々、大変な思いをしたんじゃないかなというふうに思うんですが、もう一度、その経過をご説明ください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

令和3年4月、新しい年度に入ってからだったんですが、それ以前に新しい過疎法が施行されるという情報はいただいております。その中で、過疎計画をつくるに当たりまして、まず国・県の方針が定められないと計画策定まで進められない状態でありました。その後、4月の下旬になりまして、県からの説明会が行われ、その際に、方針ということで計画策定の方針が示されました。その中で、9月の議会、9月中に各過疎地域においては、過疎計画を策定する

ようにというような内容で示されまして、そこから、4月下旬でありましたので、ほぼゴールデンウィーク前ということから、ゴールデンウィーク中も担当は、その情報をつかみながら、約1か月ちょっとで原案というか、たたき台的な案をつくり、その後、それぞれの各課に内容について精査していただくような情報を流しまして、それをまとめ、素案としてつくり込んで、7月9日からパブリックコメントということで、提出したわけですが、6月議会の常任委員会、総務委員会においては、まだそこではたたき台的な内容が素案としてまとまっていなかったことから、こういう事情で今後、説明をさせていただきます。スケジュール感で提出させていただきますというような内容で説明をさせていただきました。

その後、そのパブリックコメント期間中におきまして、総務委員会のほうにこの素案の内容について説明をさせていただいて、意見をいただき、そのパブリックコメント中ですが、住民からパブリックコメントということで広く意見をいただくという内容でありましたが、そのほかに、地域協議会等を開催した際に、説明をさせていただいて、意見を入れてきたところで、そういった経緯を踏まえて、今日、先ほど申しましたとおり、本来であれば9月に素案として説明させていただきたかったんですが、そういった流れで今日、今回の9月議会に提出させていただくことになりました。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、そのいわゆる4月になってから方針が示されたと、その方針はこれまでの方針と変わったことはどこですか。違いは何だったんですか、教えてください。

○室井嘉吉議長 企画政策係長。

○阿久津政臣総合政策課企画政策係長 お答えいたします。

今回策定をいたしました、略して過疎計画と言わせていただきますが、過疎計画につきましても、国のほうから、こういった内容でつくってくださいというようなひな形がございます。そういったひな形もこのときに、国の方針として示されておりましたので、その前までは、こういった状況でこの計画をつくっていかというのが全く分からなかったということが実情ということでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これまでもこの計画というのはあったんですね。これに類似するとか、これに名称が変わったのかもしれないし、期間も変わったのかもしれないですけど、それと何が変わったかということをお願い、今回新しく。いわゆる作業に着手できな

ったわけですね、方針が示されなかったために。作業に着手していれば、さっき総合政策課長が言うように、着手本来は令和2年から話があると。できないでいたんだけど、示された段階で前の方針、持続可能発展計画が何がどういうふうに変ったかというところを私たちは知りたい。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

方針が示された段階で、変わった内容につきましては、この概要版としてお配りさせていただいた赤字の部分が追加されたという内容でした。それまでにつきましては、どういうふうに計画をつくれればいいのか、どういうふうに変っていくのかということも不明であったために、着手ができなかったということでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 ちょっと分かりづらい説明だったと思うんです。私のほうから少し答弁させていただきたいと思います。

今までの過疎計画ですと、それぞれの項目、10項目で整理されています。それが、今回方針として示された結果、13項目に増えております。増えた箇所は、まず移住・定住、地域間交流の促進、人材育成という項目について視点を入れなさいと。それから、4つ目の地域における情報化、これも情報化は昨今DX等の施策の推進ということもありまして入ってきたと。それから子育て環境の確保、高齢者の保健福祉向上の増進、そして再生エネルギー、こういった新たな政策動向を踏まえて追加をされたということで、この部分はやっぱり国から策定方針が示されないと情報としてはつかみ得なかったということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほどから話あるように、この計画については、いわゆる南会津町の行政改革大綱から始まって、まち・ひと・しごと戦略、全部連動してきているわけですね。ですからこの項目が加わらないとできないというのは、文章化、いわゆる文章として整理できないということです。議論はできる。あるいは、大綱に基づいた政策の立案の具体的な取組はできるんですよ。それをどこに入れるかというのは国から方針を示されないとできないんですが、既に職員の中でできるんですよ、絶えず。

私が一番心配するのは、この短期間で、しかもこういう言い方が妥当かどうか分かりませんが、国から満額の充当ができるか、できないかというのは、そういうことがあって、しかも、

ここに最後に書いてありますように、目標の進捗状況を確認しますと言っている。通常これを策定する人は、やはり現状をしっかりと認識して、実態を把握して現況をつかみながら、ここがこうおかしい、さっき6番議員からもありましたけれど、病院についてはこうだ。あるいは9番議員からもありました。そういうことを積み上げながらこの過疎計画をつくって行って、初めて、その数値化をしながら、進捗状況に臨んでいく、こういうことだと。

何か、間に合わないというか、間に合わないとは言わないけれど、急がされて計画をつくらされて、後から進捗状況を確認しますからねと、こういうことをやっていたんでは町民の方々は、不安解消できませんよ。

ですから、私が言うのは、以前にも言ったかもしれませんが、時間をかけなきゃいけないですよ。時間と労力をかけて、基本となるベースとなる計画をつくって行って、そのベースになるものを信用しながら、いろいろな環境が変わったときに対応していくというのが、これが非常に担当者としてはやりがいの持てる仕事になっていくんです。

時間はリスクだというふうに前に話しました。後から何時間かかったって調べるんじゃないです。これくらいの時間を要しましたというのを、計画をやりながら時間を積み上げをして行って、本当にこれだけの時間でいいのかと。あるいはこれをもう少し長い時間取れるのであれば、例えば、そのタイムリミットが分かりませんが、臨時議会でもいいなら10月まで延ばせるんなら、そういうことも考えて、私は国や県にしっかりとやはり現場の状況を訴えていく、提案していくということも大事だと思う。それで駄目だったらしょうがない。

もう一つ言わせていただければ、これ県と協議が調ったと言いました。調う際の県の、見どころというか、抑えどころ、それは何かありますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

県の方針が別に定められておまして、福島県のほうでは、その内容に従って各自治体の計画の内容を確認しているということになっています。その中で、福島県のほうから指導のあったものにつきましては、細かい事業の名称であったり、あと言葉の言い回しであったりというような内容になっておまして、これがこうでなければならぬというような指導は来ておりませんでした。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうだと思うんですね。協議が調ったと言うと、協議というと内容ま

で含めますよね。どうしても町が出した内容について県が、いわゆる県の立場からこうしなさいとか、こうしたほうがいいんじゃないとか、こういうことはあまりないはずですよ。なぜなら、地方自治体だからですよ。基礎自治体である市町村というのは、それだけ精通しているんですよ地域に。町民の願いを。そこに、あれこれ言うということはいらないと私は思います。

だからこそ、こういうものは、これは一つ意見ですので、あまり深く考えないでほしいんですが、私はこういう大事な計画というものは、通常業務の中でこなすんじゃなくて、できれば、プロジェクトチームをつくりながら、通常業務に負担のない方法で、そして現場に赴きながら、いろいろと実態、現況を把握して、より町民の生活に近づいてあげるといふ計画づくりに、ぜひこれからしていただきたい。これは私の意見であります。

最後になりますが、実は、総花的に上げないと、言ってみればいろんな事業でもこれに該当するようにしないといけないところはあるんですが、と同時に、実は総合特区制度というのがあります。総合特区制度というのを採用するかどうかは、これは為政者の判断なので、あえて言いませんが、こういうことも含めると、この計画とかそういったものの実効性を高めるには、大変効果的なんです。ですから、総合特区制度という独自制度、独自性を持たせたものもその過疎計画をつくった後で、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

恐らく、私が想像するに、なかなか限られた時間、限られた人数、その中で現場を見たりということは大変だと思う。何回も申し上げます。私たち議員を使ってほしいんです。ぜひそのことをこれからの計画策定に当たって、参考にされたい。こういうことを申し上げて私からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 そのほか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 発展計画の12ページの頭に、人口に関する目標というのがあるんですけども、令和7年の人口が1万3,000人ということで、資料によるとここ5年で1,800人ぐらいマイナス、人口が減っているんです。今、恐らく1万4,400人ぐらいだと思うんですが、この維持する根拠というか、80人生まれて、自然減がどのくらいという算出方法をちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 12ページの一番上の令和7年の人口1万3,842人ですが、これにつきましては、この前段に書いてあります南会津町人口ビジョンに基づきということで、この総合戦略をつくる際に、人口ビジョンを定めさせていただきました。その内容で整合性を取りま

して、この数字で目標にしたいというふうな考え方でございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 亡くなっていく方と生まれる方、生まれる方80人で、令和7年までには成人しないので、恐らくこの流入人口というのをかなり見込んでいると思うんです。で、これ何で質問するかというと、その前の11ページに、就労・企業支援と戦略的な取組ということで、所得の向上というのがあるんですけども、その下ずっと読んでいくと、連携による6次産業の確立や、それから地理的条件に影響されない付加価値の高い地場産業の創出、こういうもので所得を向上させて、流入の人の給料を出していくということなんですけども、具体的に、6次産業の確立とか、地理的条件に影響されない付加価値のという、言葉はあれなんですけれども、どんなことを想像してこの計画を立てているのかなというのが、言葉は分かるんですけども、イメージできないので、その辺教えてください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

まず、6次産業の関係でございますが、農林水産業でいいますと、例えば、農業の作物をいろんな形で乾燥にしたり、いろんな形で加工をして出荷をしていく、それで付加価値を上げていく。林業につきましても同じように丸太から家具やそういったもので製品として、そういったもので付加価値を上げていくというようなところでございます。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 農林のほうでそういう産物を加工してというふうな話なんですけれども、この文章だと各種産業の連携というのがあるんですけども、その辺はどうなんですか。各種産業ということは、別の業種との連携を持ってというふうに読み取ると思うんですが、一つの産業ではなくて、各種産業なので。

何でこれ説明するかというと、連携を取るのに、例えば、農林課、商工観光課というふうになっていますけれども、誰かまとめる人がいなかったら、連携というのはどうやって取っていくのかなと思うんです。何かの会議でしゃべるとかあっても、それをまとめる人が、確立するために必要じゃないかな。そういう部署が必要じゃないかとちょっと思うんです。

その後の地理的条件に影響されない付加価値の高い産業の創出ですので、ないものをつくらなくて書いてあるんですよ。高い地場産業の創出と書いてあるので、今までにないものをつくるので、これは新しいそういう創出する部署をつくらないと、それをちゃんと考える人がいないと、なかなか今までの同じ課の中で考えていても、今までいろんな政策をやってきたと思うんです

よ。正直、じゃ、これが当たって、南会津町の所得が上がった、それから流入した働く人が増えたということがあんまり見えていないと思うんです。今までの続きをやっても、なかなかその産物を加工するというのはいいんですけれど、コロナ禍だったり、いろいろな社会的な状況があって、うまくいかなかったりすることもあるんですので、やっぱり町の中で新しい産業を創出して、新しいんですから。そこには、新しい、たまたまできちゃったというのはなかなか難しいと思うんです。その辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず6次化、一般的に6次化の意味なんですが、1次産業、生産する、2次産業、加工する、3次産業、サービスまたは販売と、それを足すと6次化というふうに言われているようです。

今、1番議員言われたように、それを形にするためには、やはりコーディネートする人が必要じゃないかと、おっしゃるとおりだと思います。例えば、今町で進めています木の町コミュニティ、そこにも原材料として切り出す人、それを加工する人、加工したものを付加価値を高めて売る人、そういう仕組みが必要だと。ですから、それは林業であれば農林課だけで完結するわけではなくて、商工分野も出てくると、そういったところもこの連携という意味合いに入ってくるのかと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 コーディネートする人はやっぱり必要だと言われたので、ぜひそういう人、課、係、専業でもう考える人が必要だと思うんです。

もう一つ、産業をそうやってつくります。入ってきたお金、これ補助金が財政支援で国の負担の割合の特例と、増えるということで、それから国の補助金、最後に自分のところの資金確保なんですが、入ってきたお金をいかに町の中で回すかで、町が裕福になると思うんです。来たお金をそのままどこかに払っちゃってなくなっちゃたら、内需、よく国でも内需というんですけれども、内需の拡大はやっぱり必要だと思うんです。内需の拡大をしないと流入人口を増やしていけないと思うんです。そこも含めたコーディネートというか、町民に対して内需を拡大してくださいというのはあれなんですけれど、いかにして内需を拡大していくということが、課題かと思うので、その辺ちょっと考えがあったらお聞かせください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

今、1番議員おっしゃるとおり、町でもそのような認識でおりまして、商工会をはじめ、観

光物産協会さん等も含めて、今、何とかそのような仕組みに持っていけるように、話し合い等進めておりますので、また、具体的には、こういうのというのは出来上がっておりませんが、早急にその辺検討を進めて、具体的な計画ができましたらお示ししたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 内需と外需、流出する消費というのがあるんですけども、流出する消費が何かということ把握することが一番大切かと思うんです。額的に。一番町民が、町の経済活動の中で、町から流出しているお金って何が一番多いのか、それをやっぱり研究するというか、考える人、部署が必要だと思います。そこを押さえる、自分のところで内需で、そこを賄えるようになったお金、町の中に回るの、町が豊かになるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 今のは質問ということでもいいですか。

○1番 五十嵐芳道議員 要望で。

○室井嘉吉議長 商業やっておられるから、そういう立場からの提言と。

○1番 五十嵐芳道議員 提言です。

○室井嘉吉議長 提言と、こういう位置づけでいいですか。

○1番 五十嵐芳道議員 はい。

○室井嘉吉議長 それで質問、意見は終わりということでもいいですか。

○1番 五十嵐芳道議員 はい。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで、南会津町過疎地域持続的発展計画についてを終わります。

ここで、説明員の入替えがございますので、45分まで休議したいと思います。

1時45分より再開します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時43分

○室井嘉吉議長 ただいまより、会議を再開をいたします。

(2) 南会津町水道事業アセットマネジメント計画についてを議題といたします。

説明をお願いします。

環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 環境水道課長の遠藤知樹です。私からは、南会津町水道事業アセットマネジメント計画についてご説明いたします。

使用する資料につきましては、資料2-1と資料2-2になります。

本町の水道施設は建設から60年経過した施設もあり、老朽化に伴う施設更新の必要性が高まっています。一方で、その原資となる料金収入は人口減少等により縮小傾向にあります。このような中であっても、将来にわたって重要なインフラである水道施設を健全な状態で維持し、水道水を安定的に供給していかなければなりません。このことから、令和2年度に業務委託をし、施設・設備の更新事業と財政収支の見通しを行い、水道水を安定的に供給していくための課題の把握と基本方針を示すために、南会津町水道事業アセットマネジメント計画を策定しました。今回、全員協議会でご説明させていただくことで、水道事業の今後の見通しと共有し、次年度以降、本計画に基づき予測と調整を行いながら事業を実施していきたいと考えております。

アセットマネジメントとは、資産の管理という意味になります。このアセットマネジメントの中で、施設の統廃合等を行った場合の効果の検証、さらには料金改定の必要性について検証してきました。今回は、水道施設の耐用年数や企業債の償還期間を考慮して、令和42年度までの期間でのシミュレーションをしております。

では、資料2-1の2ページをご覧くださいと思います。

まず、水道事業の経営上の課題についてご説明いたします。

1点目は人件費になります。

公営企業会計は、基本的に料金収入をもって経営を行う独立採算が基本となっております。本町の水道事業会計におきましても、予算決算におきましては独立採算にあたってございます。ただし、この図2のように、水道事業に従事する一部の職員の人件費が一般会計から支出され、4名分のみが水道事業会計から支出されており、実質的には独立採算にはなっていない状況となっております。

町村合併時の平成18年度には、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計で7名分、平成20年度には両会計で8名分の人件費を負担していましたが、平成21年度には両会計で負担する

人件費を5名分まで減少させ、その後、さらに1名分減となり、現在の4人分の人件費負担というふうになってございます。結果として、公営企業会計の本来の趣旨からは外れてしまった形になっているというふうに考えております。

2点目は、有収水量と料金収入の見通しになります。

下段の図3をご覧ください。

平成22年度からの推移と今後の見通しを立てました。青の棒グラフが給水人口、オレンジ色の線が有収水量になります。給水人口は給水区域内に居住し、水道から給水を受けている人口、有収水量とは、水道料金の徴収対象となった水の量になります。

給水人口と有収水量の将来見通しにつきましては、総合戦略の人口ビジョンと平成22年度から令和元年度までの有収水量の実績を基に推計しております。推計の結果は、人口減少とともに水道水の需要が減少し、料金収入についても同様に減少する見込みになります。水道水の需要が減少する要因としては、人口減少だけではなく、節水機器の普及による側面も大きいというふうに考えております。

次に、資産の健全度についてご説明いたします。

3ページの図4をご覧ください。

資産につきましては、法定耐用年数の1.5倍使用するという前提で検証しております。図の青い部分については、経過年数が耐用年数以内の健全性が保たれている資産、オレンジ色の部分は、耐用年数は経過しておりますが、耐用年数の1.5倍以内の経年化した資産、赤い部分が耐用年数の1.5倍を超えた老朽化した資産というふうになります。

結果といたしまして、配水池等の土木施設、それから建築物、この図4の上段にある部分になりますが、こちらにつきましては比較的健全な状態となっており、令和42年度におきましても資産老朽化の割合は低くなっている、一方で、機械や電気施設については、既に法定耐用年数の1.5倍を超えているものがありまして、10年以内には更新が必要となる見込みになっております。管路につきましては、20年以内に法定耐用年数を超えた管路が多数を占めることとなりますので、計画的な更新が安定した水供給の条件になります。つまり、人口が減少し、使用水量が減少、料金収入も減っていく中で施設の更新をしていかなければならないということになります。水道事業の経営状況が厳しくなっていくこととなりますので、事業の効率化というのは必須の条件になります。

水道事業といたしましては、将来的に経営状況が厳しくなっていくと感じておりましたので、これまでも様々な事業基盤強化策に取り組んできました。

資料 2-2 をご覧ください。

こちらの資料になります。町村合併以降、人口や給水量が減少していく中で、動力費が増加傾向にあったことから、動力費の増加要因の一つである漏水対策を強化してきました。動力費とは、電気代のことになります。

対策の 1 点目が、所有者と町との漏水の修理区分の見直しになります。見直しする前は、私有地の部分は所有者の修繕の範囲となっていました。しかし、官民境から水道メーターまでの間で漏水しても、漏水分が料金に反映されないため、断水等が生じない限り修繕が進まず、水道水が無駄になっている状態でした。このことから、平成28年度に漏水修繕の範囲を見直し、水道メーターまで管路の老朽化などの自然漏水に限り、町側が修繕することにしました。このことで、漏水修繕への対応が迅速になり、個人住宅での断水の未然防止にもつながっています。

また、ポンプの稼働率が高く非効率なエリアから積極的に漏水調査を行い、早期の修繕を行う対症療法的対策を実施しました。漏水が発生しますと、水道水をその分余計に送り続けなくてはなりません。このため、ポンプも稼働し続けなければならなくなります。このことで、ポンプを動かすために電気代もかさみ、稼働率が高くなればポンプの劣化も早くなります。漏水対策を強化したことで電気代を減少し、波及効果として漏水対策、機器の延命化にもつながっております。

図 2 をご覧いただきたいと思います。

本町水道事業の地方公営企業決算状況調査における動力費、電気代の推移を示したものです。

ピークの平成26年と比較しますと、44%、約1,000万円の減額になっています。この電気代なのですが、資源エネルギー庁のホームページに掲載されているのを見ますと、東日本大震災以降、電気料金の単価が平成26年まで上がり続けまして、平成27年、28年には、原油価格の下落で下がったということが掲載されています。それでも、令和元年と平成22年度の電気料金の単価を比較しますと、2割以上高くなっています。しかし、本町の動力費の支出は平成22年度と比較しても減っているということになっております。これは、電気の減少以上に電力使用量が下がっているということを示しております。

次に、2 ページをご覧ください。

次に、予防的対策として、漏水修繕の結果などを基に、漏水の発生率が高い管路の更新、それから、水圧の高いエリアに減圧装置を設置するなどして、管路の破損を予防する対策を講じてきました。対症療法的対策と予防的対策、この2つの視点で漏水対策を行い、効率化を図ってきたところでございます。

次に、ICTを活用したクラウドシステムの導入についてご説明いたします。

本町は広大な面積の中に水道施設が点在しており、旧町村単位の監視システム、それから職員の巡回により施設の監視を行ってきました。しかし、災害時や漏水発生時に状況の把握と迅速な対応が困難だったことから、携帯電話網に着目し、ICTを活用したクラウドシステムを導入しております。

システム構成図は図3をご覧くださいと思います。

サーバーがほかの場所にありまして、携帯電話網のインターネット回線を使ってそこにアクセスすることで、どこでも状況が把握できるというのがクラウドシステムになります。以前は施設の監視を旧町村単位の監視システム、職員の定期巡回により行っておりまして、人の目に頼った機器異常の把握になっておりました。このクラウドシステムの導入によりまして、スマートフォン等で施設の状況が把握できるようになり、異常が発生した場合は警報が届く仕組みになっております。さらに薬液水位計等のセンサーの設置によりまして、定期巡回から警報発報後の対応に移行することができ、スマートフォンでポンプの起動・停止等の遠隔操作、つまりは監視だけではなく、管理まで可能となったことから、人的な労力の削減や機器異常の早期発見と迅速な対応が可能になったということになってございます。

次に、3ページの写真2をご覧ください。

クラウドシステムによりまして、水源から給水栓までを一元的に管理することができるようになっております。このため、管理データから施設の更新の順番等の妥当性を分析することができ、さらに余剰水の活用、それから施設の統廃合、こちらの検討につながっております。また、施設の全容把握や情報の共有が容易化されたことは、職員間の技術の継承にもつながっているものと感じております。このシステム監視、管理は漏水調査への活用や火災発生時の配水池の水位の把握等にも活用でき、平成30年度には日本水道協会、令和元年度には総務省から表彰を受けております。

このような経費の削減と効率化の取組を行いながら、年度間の施設の更新投資の平準化を図っていった場合の中長期的な財政収支について検証しました。

資料2-1にお戻りいただいて、4ページをご覧くださいと思います。

今回のアセットマネジメントで、田島ダムを水源としている田島第2水源系・田島浄水場と河川水を水源としている糸沢浄水場、こちらが維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮しますと、休止及び廃止が妥当という指摘がされました。このことから、この2つの施設の休止及び廃止の効果について検証しております。

田島第二水源系・田島浄水場につきましては、膜ろ過方式というろ過方式により、田島ダムの水を水道水にしております。膜ろ過は、ろ材をダムの水が通過することで、汚れと水がふり分けられ水道水になります。このろ材を洗浄するためには逆流させて洗浄しております。このろ材の劣化により、効率が悪くなった場合は、このろ材の交換が必要となります。このろ材なのですが、18本ありまして、一本一本が非常に高価なものとなっております、維持管理費用が高額になる要因となっていることから、田島第2水源系・田島浄水場を廃止し、給水原価の安い地区から給水し、この施設は非常時のバックアップ施設としての運用へ切替えを検討しております。

次に、糸沢浄水場については急速ろ過方式を採用しており、浄水処理においては、原水の濁りを取るために薬液の最適な注入量を決定することが必要になります。専門的な技術が必要となることから、現在、民間委託をしております。その上、この施設は多様な機器を用いており、更新費用が高価で、今後発生する修繕やランニングコスト等を考慮し、糸沢浄水場を廃止し、隣接する荒海水源系の給水区域の拡大を検討しております。

この2つの施設の休止、廃止をした場合としなかった場合とで、給水原価がどう推移していくかをシミュレーションしたものが図5になります。

このシミュレーションに当たっては、公営企業としての本来の経営状況がどうなっていくかを見える化するために、町村合併時と同様に水道事業会計から職員7人分の人件費を支出したと仮定して、シミュレーションを行っております。青い線が給水単価、水道水1立方当たり幾らで売っているか、オレンジとグレーの線が給水原価、水道水1立方つくるのに幾らかかったかを示したものになります。オレンジのCaseが施設の休止、廃止を行わない場合、グレーのCase. Bが休止、廃止を行った場合の推移予測になります。

結果として、施設の休止、廃止を行ったCase. Bの場合、令和15年度あたりから効果が出ますが、給水原価を下げる、給水単価まで下げることはできず、一時的な効果はありますが、根本的な経営改善にはならないという結果となりました。

さらに、水道料金を現状のままとした場合に、財政収支がどのように推移していくかシミュレーションを行っております。

5ページをご覧ください。

水道料金を現行のままとした場合、先ほど、図3でお示ししましたとおり、水需要が減少していくことから、水道料金は減少していくことになります。施設の統廃合を行わない場合のCase. Aでは、令和7年度から令和10年度の間に資金ショートの大危険性が発生します。そ

の後に企業債の償還が減少するため、一時的に収支のバランスが回復するものの、令和26年度以降に資金ショートの見込みとなってございます。次に、施設の統廃合を行った場合のCase Bでは、令和7年、8年に資金ショートの危険性が発生します。一旦、収支のバランスが回復するものの、令和29年度以降、資金ショートという予測になっております。

以上のシミュレーションの結果から、経営上の問題を解消するためには、料金改定が必須という結論に至ってございます。

今後は本計画を町のホームページに掲載するとともに、今回のシミュレーションの結果を踏まえ、水道事業の目指すべき基本的な方向性や取り組むべき目標等のビジョンを作成し、その後、料金改定の時期、それから改定率等について具体的に検討していきたいというふうに考えております。

今回このようなシミュレーションとなりましたが、効率化と収納率向上への取組は継続して取り組んでいきます。現時点で個別具体的にお示しすることはできませんが、官民連携の取組や福島県が進めている水道広域化推進プランの策定の中で、他町村との広域連携について協議が行われておりますので、業務の共同発注など、積極的に提案と具体化に向けた働きかけを行っていきたいというふうに考えています。

以上、アセットマネジメントの説明になります。よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 それでは、これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けていきます。

質問、ご意見等ございますか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 お聞きしたいことが二、三ございますので、よろしくお願をいたします。

まず、先ほど課長からの説明で、職員給与の一部未計上のところに当初8名の職員がいて、その後5名になり、今現在4名で、4名のうち2名が一般財源から支出していただいているということで理解していいんですか。まず、そこを教えてください。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

現在は水道事業会計から4名の職員の人件費を出しているということになります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 特別会計なので、やはりそれは特別会計として自立していくというの

かな、そういう考え方に基づいていると思うんですが、この水道会計に絡む職員の人件費というのは国からの助成というのがありますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 大変申し訳ございません。国からの支援はございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほどのいわゆる過疎地域の持続的な発展計画の中にも、いわゆる水道事業の課題、そして対応策というのがあるんですが、この中で、今説明してあった、よく本当に頑張っているなというふうにしてお聞きしたんですが、私はやっぱりこういう広域合併をした町村について、人口減少がもたらす影響をしっかりと低減しながら、それらについての最低限の、命を守る事業なわけですよ、水道事業は。安いとか高いとかの問題の前に、もう日常誰もが必要とする、言ってみれば生命の源なわけですから、そういうところを今までやってきた経緯だけではなくて、特別会計というものの本質をもう一回見直して、そして、人件費の助成を、あるいは地方交付税に算入できるのかどうか分かりませんが、そのところもしっかりやりながら、これからの計画を執行すべきだというふうに思います。

そこで、改めて聞きたいんですが、先ほども総合政策課の説明でありましたけれども、いわゆる第5の新たな社会、それは様々な人間以外の機能を持つロボットとか、そういう通信機器とか、そういったものを最低限駆使していくということになるんだろうと思うんですが、こういうことをやりながら、いわゆる今回は計画の策定を委託したんだけど、業務そのものを委託する、そういう考え方はありますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 当然、官民連携の取組を行っていきたいと考えておりますので、業務の民間委託等も今検討しているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、現在、水道、あるいは下水道事業を受注している事業者、町内事業者、この彼らがどういう経営の課題を抱えているか、実体分かったら教えてください。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 申し訳ございません。経営状況まで突っ込んだ話をする機会もございませんでしたので、具体的にお答えすることはできません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ここから先は私の意見だと思ってちょっと聞いてほしいんですが、実

は私、前回の議会でも明確に申し上げていましたように、事業者の調査を行っております。聞き取り調査をしております。その中で、設備関係事業者については特に大きな際立った課題と
いうか、問題提起はありませんでしたが、事業が継続していくかどうか非常に不安なんだと、
したがって、雇用、新しく技術者養成をしていいのか、あるいは雇用を増やしていいの
か、こういうことがあります。

そういうことを含めて、町内の事業者がもしできるとすれば、どの領域まで、今、水道事業
を町がやっていることを、町当局がやっていることが委託できるのか、あるいは今のままでは
できないけれども、この方々にこういう研修やこういう技術やこういう才能を身につけさせて
あげればできる可能性があるのか、そのときの委託料はどうするのか、ここのところも検討に
加えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 具体的にどの業務をどのレベルまで幾らでということは、これからの
の検討課題でございますので、議員からのご意見につきましては、その中で考えていきたいと
いうふうに考えております。

○室井嘉吉議長 湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それぞれ業界ごとに、加入する団体というか、あるいは設立している
協会とか組合とか協議会があるんだろうと思うので、ここでしっかり、その実態をお互いに情
報交換をして、そして、いわゆる一方で計画は作るんだけど、実施主体である業者がそれ
に見合わないということのミスマッチのないように、ぜひ取組を進めていただきたい、以上、
申し上げます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 資料2-2の2ページと3ページのクラウドシステムの導入なんです
が、銀行なんかでもネットワーク障害、システム障害で止まったりもするんですけれども、
そういうときのリスク管理はどんなになっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 水道係長。

○星 善介環境水道課水道係長 お答えします。

この図3のほうにちょっと書いてあるんですが、クラウドサーバーという雲のマークのすぐ
隣にあるんですが、東日本に1か所、西日本に1か所、クラウドサーバーがありますので、そ
ちらのほうでバックアップを取っている状態です。なので、例えば、東日本で地震が起きて、

そのサーバーに障害が起きたときは、西日本のほうから飛んでくるという形で管理されています。

以上です。

○室井嘉吉議長 五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 あと、悪意を持った侵入、そういう対策というのはあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 水道係長。

○星 善介環境水道課水道係長 答えします。

一応、一人一人端末でIDとパスワードで入れるようになっています。先ほど、課長のほうから管理ができるという説明あったと思うんですけども、管理もあくまで許可端末でなっているという状況です。東日本のサーバーに関しましては、NTTドコモのスパシーサーバーと聞いていますけれども、そういうところでセキュリティを管理している。それと同様にこのクラウドサーバーのシステムが、島根県の松江のほうに小松電機産業というサーバーを、今回のシステムを入れた会社のところで同じ同様のセキュリティレベルで管理しているという状況です。

以上です。

○室井嘉吉議長 いいですか。ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先ほどの課長の説明にもありましたが、漏水対策というのは大変重要なことだと思います。それは本管においてもそうなんですけれども、まず家庭内でも漏水、特に冬期間、留守になったとき、そういうときに気がついてみたら漏水していたと、だけれども、実際故意ではないですから、減免になるようなケースも多分多いような気がします。そうした場合に、ほかの町村では水道のメーター、検針メーター、あれがリモートでやっている場合があります。それをご存じですか。

○室井嘉吉議長 水道係長。

○星 善介環境水道課水道係長 答えします。

今、自分、クラウドシステムをここで紹介させてもらったんですが、多分、スマートメーターということで、今一部の地域で、福島県で言うと郡山市が多分、最近始めていると思うんですけども、まだ試験段階の状況でありまして、例えば離島とか、そういうところに積極的に、水道業界としては入っていると認識しております。

○室井嘉吉議長 馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先ほどの総合政策課のSociety5.0、あれの説明でもありましたが、今後、AIとかそういうものが入ってくるであるならば、多分、前はリモートのメーターというのは電話回線だと思ったんですよね。そういうのもありました。だけれど、これからは、一戸一戸検針していますよね。やはりその人件費も大変なものだと思います。そういうのも、これからはやはり考えていかなくちゃならないと思いますので、ちょっとその勉強もしていただきたいと思います。

その上で、もう一つ聞きます。現在、南会津町の石綿管、これも漏水事故の大変なる、私は要因だと思うんですけども、その対策はどうなっていますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 石綿管というのが判明している部分につきましては積極的に更新を行っております。一応今、多分、恐らく延長で10キロぐらいは残っているものと思いますが、そちらの更新は今行っております。石綿管で問題なのは、割れやすい、漏水が起きる、断水になるということですので、積極的に更新を行っていきませんが、水量が豊富で、漏れていても、特に水道事業経営に影響がないようなところはちょっと後回しにしたりして、いろんな町内のバランスを取りながら更新工事を行っております。ただ、石綿管に関しては、全てが把握できているわけではございませんで、たまに漏水があった場合、掘ってみると石綿管だということがありますので、まず、先ほど申し上げましたが、漏水の履歴をもってどこにリスクが潜んでいるか、石綿管だから、VP管だからというよりは、どこにリスクがあるかという視点で、今、更新も行っております。

○室井嘉吉議長 馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 これは、私の提言として聞いてください。

最初、ほかの町村では大半が石綿管って、もう撤去しているんです。下水工事と一緒に。それは、下水をやる場合にどうしても水洗とかそういうもので水道を使うから、石綿管では駄目だということで、みんなVP管に替えています。そして、なお、震災があったから、今はただのVPじゃなくて、震災対応の水道管にもなって、それは詳しいはずですが。その状況において、まだ南会津町に石綿管が存在していること自体、私はちょっと疑問に思ったんですけども、ぜひ、先ほど4番議員も言いましたが、そういうものにこそ過疎債って使うべきじゃないかなと、使えるんだったらね。そうやって安心・安全な水道の供給量、水質を保つべきだと思いますので、ぜひ、そこら辺も検討していただきたいと思います。答弁はいいですよ。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 現在、水道管の入替えに関してはハイポリと言って、どんな状態になっても割れないような震災対応のもので今更新しております。石綿管に関しては、やはり更新しなくてはいけないという課題もありますが、石綿管じゃない部分でも漏水のリスクが高いところがありますので、リスクを見ながら、その中で石綿管の部分を優先的にやるような形で進めていきたいというふうに考えています。

○室井嘉吉議長 環境水道課長、財源のところも何かあれば回答してください。過疎債優先で使うべきだべみたいなことだから、現状、水道は過疎債というのは使っていないのかどうか。

○遠藤知樹環境水道課長 水道に関しては過疎債対象にならないので、ちょっといろんな、今回のアセットマネジメントをやることで国庫補助採択の要件にもなりますので、補助ですとか、有利な財源を探しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 いいですか。

[「はい」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

ないようでございますので、これで、(2) 南会津町水道事業アセットマネジメント計画についてを終わります。

次に、(3) 木の町コミュニティ館（仮称）建設後の施設運営についてを議題といたします。説明をお願いします。

林業振興係長。

○渡部和臣農林課林業振興係長 農林課林業成長産業化推進室林業振興係長の渡部和臣です。私からは、現在建設中でございます、木の町コミュニティ館（仮称）の建設後の施設運営につきまして、施設の機能、施設の内部構成、施設利用の概要、運営方法、今後の予定につきまして資料に沿いましてご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

資料は3番になります。

まず1ページ目になりますが、建物につきましては、木造でございまして、一部2階建ての建物になってございます。敷地面積、延べ床面積につきましては、資料に記載の広さになっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次、2番の施設の機能につきましては、本町林業の拠点となるよう、4つの機能を発揮させる施設になります。拠点機能、情報発信機能、木育・研修機能、展示・販売機能であり、どれ

もが今後の林業に不可欠なものであると考えております。本町林業振興、ひいては地域振興にとって果たす役割が非常に大きいものであると考えてございます。

次に、施設の内部構成についてご説明いたします。

資料1 ページにあります表は、施設の主な内部スペース、一覧表にしたものになってございます。表の一番右側には主に発揮させる機能をイ、ロ、ハ、ニという4つで表記してございます。

あと、資料の3-2には平面図もありまして、平面図も一緒にご覧いただきたいと思います。

まず、平面図のほうになります。施設の出入口であります玄関になります。2つ予定してございます。3-2の平面図をご覧くださいまして、⑥「まなぶば」というふうに青いところがあるんですけども、こちらの左側に出入口の玄関が1つ、あと右に行くと⑧番、「つくるば」というところの右側に玄関が1つございます。建物反対側というか、向こう側に3つほど、職員玄関とありますが、こちらは施設の管理者やシェアオフィスへの入居者が使用する出入口というような配置になってございます。

①番、左側の黄色になります。管理事務室は指定管理者の事務スペースになります。当施設は指定管理による管理を想定してございます。

②番、シェアオフィスは林業事業者の入居スペースになっております。緑色のところになります。

③番、ショップスペース、これはオレンジ色というか、この色は木製品などの商品を展示するとともに販売をするスペースになってございます。

④番、今度灰色になります。サロンスペースは多目的に多岐の利用が図れますが、主に会議室としての利用が可能な場所になってございます。

施設、右側に行きまして灰色の⑤番、ミーティングルームですが、こちらは小規模な会議や木作業ができるスペースとなっております。

次に、⑥番、今度青いところ、平面図中央になります。まなぶばにつきましては、森林に関することが学べるスペースとして準備しているところでございます。

隣、右側に行きまして⑦番「あそぶば」につきましては、木に触れることができるスペースということで、おもちゃ等々を置く予定でございます。

その右側⑧番「つくるば」につきましては、簡単な工作などができるスペースということで配置してございます。

施設で色の塗られていないところが共有スペースというようなところになります。黒字で

情報コーナー、ホール、シェアスペースなどの開放されたこのエリアの場所になっていきます。林業に関する情報をこちらで自由にやることのできるほか、椅子やテーブルを配置して自由にくつろげる休憩の場所、あと簡単な打合わせなどでもできるスペースになっていきます。開放された空間になりますので、イベント利用なども可能なものとなっていきます。

平面図の最後になりますが、トイレにつきましては建物中央部に配置している構成になっていきます。

次に、施設利用についてご説明いたします。

施設の使用条件や使用料金の詳細につきましては、施設設置条例案作成に向け、現在検討中ですが、施設利用の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、平面図での②番、シェアオフィス、緑色のところです。あと、③番、ショップスペース、オレンジ色のところになりますが、こちらですが、拠点機能を担う事業者の入居を想定してございます。そのため、使用料等につきましては建設費用等からの算出を予定しているところでございます。

平面図④番、サロンスペース、灰色のところです。あと、⑤番、ミーティングルームにつきましては、会議利用等々で誰もが利用できるスペースになりますので、使用条件や使用料につきましては、町内の類似の公共施設等々を参考に算出をする予定でございます。

中央部のホールなどの共有スペースにつきましては、開放スペースであるため、誰でも利用できることとなりますが、イベント等などが開催された場合、全館貸切りというようなことも想定されますので、その場合の使用条件、使用料も設ける予定でございます。

青いところ、⑥番「まなぶば」、⑦番「あそぶば」、⑧番「つくるば」につきましては、こちらも通常は開放スペースにはなっておりますが、今後、企画展等々がある場合の利用も想定しまして、この場所を占有する場合の条件や使用料なども設ける予定になってございます。

施設の開館につきましては、現在、土曜日、日曜日の開館も検討しているというのが現状でございます。なお、夜間につきましては開放しないというようなところで、今計画してございます。

次に、この施設の運営方法についてご説明いたします。

施設の管理は指定管理制度での管理を想定してございます。施設の運営につきましては、施設を管理する指定管理者、あとは入居する事業者、あと、農林課のほうで施設の運営委員会、まだ、正式には名前決まっていますが、そのような委員会を設けてまして、この施設の利用などを検討していく体制を設ける予定でございます。

最後になりますが、今後の予定についてご説明いたします。

令和4年4月の施設供用開始に向けて、施設の設置条例案につきましては、12月議会に上程を予定してございます。指定管理者の決定に関する議案につきましては、令和4年3月議会への上程を予定しているところでございます。その際、指定管理料についてもご審議をいただくようになろうと思います。

以上が、木の町コミュニティ館（仮称）建設後の施設運営についての説明になります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 それでは、これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今回の木の町コミュニティ館、これを指定管理をするということを今説明ありました。今まで南会津町において、私はあまり指定管理の法律よく分からないんですけども、大半、公募していましたよね。最初から指定ってありましたか。普通、指定管理って公募するんじゃないんですか、どうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

指定管理施設につきましては、公募するものと公募をしないものと、全て公募をするということではなくて、それぞれ存在してございます。

○室井嘉吉議長 馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、公募するものと公募しないものの区分けというものはどういうものですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 特に明文化されたものはないというふうに思っておりますが、例えば、地区の集会場だとか、そういうところについては地区に当然、公募をせずをお願いをすると、それから、営業等で観光施設等について、その技量を問うということがあれば、公募して皆さんから意見をして、審査をして、適任の指定管理者を選ぶということで、そういうのは公募するというので、決まったルールというのとはございませんが、その状況状況に応じて公募する、しないということで決めております。

○室井嘉吉議長 馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私も今総務課長の認識と同じようで、例えば、地区の公民館とかそういうものは、利益とかそういう、営業とかそういうことから懸け離れていますから、私は公募でないといいと思っているんですね。ところが、この木の町コミュニティ館は林業の発信拠点として森林組合が入って、そういったそのほかの業者も入って、林業の振興しよう、お店をやろうというところなんです。ということは、当然利益が生じますよね。そうすれば、これは公募の対象になるんじゃないですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えします。

この施設については、やっぱり林業の振興を図るために、それぞれの団体に施設に入ってもらって、そして、お互いのノウハウ、得意分野、そういったものを連携をしながら力を発揮してもらおうという基本的な発想がございます。その核となるのが森林組合、山元で伐採をしているという事業体でございますから、ここの施設を建設する段階からも、そこの中に入って指定管理を受けていただく団体としては森林組合が適当だろうと。例えば、管理運営のノウハウを問うような公募といいますか、そういった施設には町としては想定していないということがございます。

○室井嘉吉議長 馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 なるほど、林業振興の拠点という位置づけでこの施設がと。であるならば、町内の林業の関係者、例えば、ここに荒海財産区の事務所、現在ないですよね。そういう人たちとか、私は町の林政の一部をここに入れて、本気で林業の重要拠点として、私はその活動の場にすべきじゃないかなと思うんですけれどもどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回モデル事業の選定といいますか、この中に入るものの選定につきましては、モデル事業で計画の中で参画をしていただいておりますコミュニティ館検討会議というものの中で、今回事業者ということでこの4者につきまして、1法人と3社ということで決定をさせていただいたところでございます。

荒海財産区、林政係については、今現在その中でもコミュニティ館に入居するということは考えてはございませんが、しかしながら、林業振興のためには、やはり町も一緒になってコミュニティ館を運営していくということが大切なことだというふうには考えてございます。その中で、コミュニティ館運営委員会というものもございますので、そちらで一緒になって運営を

していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 2番議員に確認なんですが、林業係も入ってというのは、町の農林課からも職員が入ったらどうだというご質問なんですか。

○室井嘉吉議長 馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私としては、林業の重要拠点の一部とするならば、町の林政をやはりそこに入れて、本気になって町も林業の重要拠点として振興の場にすべきじゃないかというふうに思っているんですよ。それが可能かどうかは分かりません。だけれども、建物を造って、はい、そちらでやってくださいじゃなくて、町もそこに入って、行政の一部も入って、一緒に振興していったらどうかという提言です。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず、今担当します林業成長産業課の林業推進係、ポジションありますが、そこを農林課から分けて、この仮称ですが、木の町コミュニティ館に入れる考えはございません。それは、やはり人事管理上、農林課の中で林政係と一緒に業務をしないといけないですし、そのほうが町としては効率的であるというふうに考えています。また、連携という話がありましたが、今、渡部和臣係長から説明した資料の中ほどにもございますが、5番の施設運営方法、この中に入居事業体も含めた検討組織、こういったものを立ち上げて効果的な運営をしていきたい、この中に町としても担当係が入って検討していくということでございますから、議員が今提案されたことについては、そういった形で連携を図っていきたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 確かに人的な、組織的なことを考えると、一括のほうがいいと思います。ところが、教育委員会を見てくださいよ。学校教育と社会教育で分かれているじゃないですか。決して、私は不可能じゃないと思ったんですね。ですので、あえて提案をしました。ぜひ、この施設を本当に林業のこれからの拠点として考えるには、柔軟な考えも必要じゃないかということで提案したもので、ぜひ、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 議員が言われているのは、御蔵入交流館、こちらに現実に生涯学習課だけ残っているんじゃないのというご質問だと思うんです。それで、あの施設を建てたときに、学

校教育課、それから生涯学習課、さらに保健センターを持っていましたので、健康福祉課の健康増進係が入っておりました。この庁舎を建てるときに、可能であればやっぱりここに集めるべきだということで、学校教育課が入るスペースを確保した。それから健康福祉課に健康増進係が入っていただいて、福祉との連携とか介護との連携とか、やはり別にいることでのデメリットが多かった。一方生涯学習課については、文化ホールがあったり、それから貸館業務があったり、図書館があったりということで、施設管理の母体を直に担うということで、今残って、そこで業務をしていると。課を分散しているわけではございません。

○室井嘉吉議長 いいですか。

[「はい」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいまの2番議員の質問の中で、いわゆる指定管理の公募をしないで、特定の企業者がその指定管理者になるというようなお話だったんですが、仮にそういうことが最初から決まっているとすれば、いわゆる指定管理者予定者である、南会津町森林組合と、どのような経過で、この施設の運営について進めてきたのかお聞かせください。

○室井嘉吉議長 林業成長産業化推進室長。

○松山知恵林業成長産業化推進室長 ただいまのご質問、お答えいたします。

コミュニティ館の運営に、建設等、あと中のレイアウト、様々なことを決めていくときに、森林組合と何度か打合せをさせていただいたりしまして、意見交換を行いながら決めてまいりました。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうすると、その協議を進めてきた過程の中で、森林組合は今、伊南にも館岩にも事業所を持っています。それから、いわゆる本店というか、本所というか、それは針生にあるというふうに聞いているんですけども、これらは全部統合してここに入るのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

本所機能であります田島、今現在、針生にあります田島本所につきまして、このコミュニティ館の中に入るということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 その結果は、いわゆる森林組合の理事会で既に了解をしていると、こういうふう理解してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

そちらの結果につきましては、理事会の中で説明をしているというふうに聞いてはございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 森林組合の運営については、ご存じのように理事会が主体的に進めるものであります。そこで、今回森林組合が指定管理者になり得るんですが、先ほどから聞いていますと、いわゆる林業の活性化というか、林業産業成長化というんですかね、その拠点にするんだと、こういうお話なんですね。その拠点にするという言葉はある意味イメージつくんですが、拠点とするためにここに4つほど挙がっていますが、その中で、そういう今の考え方で、雇用や木材需要を拡大するための情報発信機能というんですが、これ具体的にイメージされて書いたと思うんですけれども、そのイメージがあったら教えてください。

○室井嘉吉議長 林業成長産業化推進室長。

○松山知恵林業成長産業化推進室長 お答え申し上げます。

情報発信機能につきましては、情報コーナーなどもございます、設置させていただきますので、そこで就業の窓口ですとか、木造住宅の情報ですとか、そういうものを発信するとともに、イベント等で森林、林業関係の講習会といいますか、講演会のような先進的な取組なども学んだり、様々なことの情報を集め、そして、この南会津町の林業の今の状況ですとか、木材製品ですとか、そういうものをPRしていくようなことを考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 木材のいわゆるPR展示販売というのは、4番目の機能にありますけれども、雇用や木材需要を拡大するための情報発信、このところをちょっと教えてほしいんですよ、具体的に。例えば、これも事業所を訪ね歩いて聞いていくと、こういうご指摘があるんですね。それは、山元でいわゆる民有林を伐採しようと思うと、一番何が困難か、何が障害になっているか、境界が分からないんだと。そうすると、例えばここで、木材需要を拡大するために、このところで5,000分の1のいわゆる境界、フリーハンドの施業図を情報発信してく

れるんですか。

○室井嘉吉議長 林業成長産業化推進室長。

○松山知恵林業成長産業化推進室長 お答え申し上げます。

この南会津町の、全国どこでも同じようなことは起こっているかと思えますけれども、林業の人工林などの境界の確定というのは非常に労力を要するものというふうに聞いております。図面、位置図などを公開する場合には、個人情報保護の観点に配慮しながら実施する必要がありますが、今福島県などでは、ふくしま森マップというような形で私有林の情報を実は公開していたりもいたしますので、そのような公開されている情報なども活用しながら、我々としても、行政としてできる限りの情報を提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、その森マップというのはどういうものなのか、ちょっと説明してください。

○室井嘉吉議長 林業成長産業化推進室長。

○松山知恵林業成長産業化推進室長 お答え申し上げます。

ふくしま森マップにつきましては、県のほうで整備いたしました地域森林計画の情報を基にした、いわゆるデジタル上の地図のサイトというふうに認識しております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 例えば、その情報を提供してもらったときに素材生産者、いわゆる伐採業者はそれを活用して境界の査定ができますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

そちらの森マップにつきましては、やはり確定の図面ということではございませんので、最終的には隣接する所有者と境界を確認する必要があるというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、木の町コミュニティ館、仮称でしょうけれども、この施設を建てなくたって、今まで農林課でやっていた情報発信と変わらないじゃないですか。具体的にどういうふうになるんだか、どこがどういうふうになるんだか、ちょっと教えていただけますか。

○室井嘉吉議長 林業成長産業化推進室長。

○松山知恵林業成長産業化推進室長 お答え申し上げます。

情報の出し方につきましては、先ほど申し上げたとおり、個人情報保護の観点から、やはり制限がかかるということは変わらないかと思えます。ですが、この施設に川上と川中、川下の事業者が一緒に入るところが、まさしくご指摘の点というふうに考えておりました。境界画定に関しましては、やはり森林組合に非常に技術があるかなというふうに考えております。その森林組合と、素材生産、伐採業者などが入っております川中、川下等の団体とが連携することによって、情報交換がしやすくなりまして、連携がしやすくなるというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 森林組合にも5,000分の1のいわゆる施業図は、多分備えつけられていると思うんですね。そこにはフリーハンドで、一応便宜的にというのかな、記されていると思うんですが、これをいわゆる連携するということは、ここを見せ合ってもいいということですか。

○室井嘉吉議長 林業成長産業化推進室長。

○松山知恵林業成長産業化推進室長 お答え申し上げます。

先ほどから申し上げておりますとおり、どこまで見せることができるか、情報提供ができるかというところは、個人情報保護の観点をちゃんと配慮したところで考えていくべきだと思いますので、もし事業者から相談されれば、我々もそのあたりのお話を相談に乗りつつ、対応していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、またお聞きしますが、そのフリーハンドで入っている施業図は何のために誰がつくったんでしょうか。

○室井嘉吉議長 林業振興係長。

○渡部和臣農林課林業振興係長 お答え申し上げます。

森林計画図、森林施業図とも呼ばれるものではあります。福島県のほうで作成、調整され、市町村のほうにも配付されているものと認識してございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 市町村に配付されたり、森林組合に配付されたりするのは、いわゆる

民間団体、森林組合が使うことについては個人情報を活用するということにはならないんですね。

○室井嘉吉議長 名称が長いですから、室長で呼ばせてください。室長。

○松山知恵林業成長産業化推進室長 議員おただしの図面につきましてですけれども、県のほうで策定しております森林計画に基づきます基本図であれば、県のほうに申請して、しかるべきちょっと料金がかかる可能性がありますけれども、入手可能だと思います。森林組合が持っている図面が県のほうで作成されたものを買っているものなのか、森林組合が独自につくっている図面なのかというところ、ちょっと私、把握しておりませんが、県のほうがつくって、5年に一度、森林計画に併せてつくっているものであれば入手は可能だと思います。ただ、その図面に所有者情報などは入っていないかと思しますので、所有者情報というのはまた別に森林簿等のほうで管理されておりますので、そこについては、我々行政側が個人情報の保護の配慮をして提供していくというような制度になっているかと思えます。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今答弁あったように、個人情報という言葉でくくりしてしまうと、せつかく公の機関がそれぞれの目的を設定しながら作り上げ、そしてそれが一応の、任意的ではあるけれども、基準になっていく、そういうものって時代経過の中でありますよ。個人情報、個人情報と言いますが、出した情報が、いただいた側がそれを故意に悪意に利用する、あるいはそこでトラブルを発生させるようなことに使う、こういうことがなければ、あるいはそこで誓約書を書かせるなり何なりすれば、私は積極的に出して行って、ここで言う、木材需要の拡大を図るべきだろうと、こう思うんですね。

その上で、現場にいる人たちが雇用する上で一番何がネックになっているか把握していたらお聞かせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

確認でございますが、雇用をする上でということは、会社の社長が雇用をする上ということによろしいでしょうか。

再度、お答え申し上げます。

雇用する上でやはり一番ネックになっているのは、労働の安全の衛生の関係と、安定した事業用地の確保と、さらには社会保険というところで、そういったところの加入関係が問題にな

っているかというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうですね。いわゆる私たちもそうですけれども、安定とは何かですよ。安定とは、継続することです。ある意味、事業が継続していかなかったら雇用できません。幾ら今忙しくても、それは、じゃ、臨時にしようとか、パートにしようとか、そういうことになってくるんですね。でも、現場の技術を身につけながら、研修を受けながら、資格を取りながら、そして、現場に精通していくという雇用、あるいは人材育成、これは例えばの話ですが、山を、ある個人の山を伐採したい、いわゆる材木を買いいたいといったときに、今5年分が契約されているんだという場合と、今境界が分からなくて、もういろいろやっているんだけど、買いたい、売りたいやっているんだけど、それが1年分しかないんだということになったら、ここで言う、いわゆる雇用や木材需要の拡大を図るための下地ができないじゃないですか。

情報発信というのは、あくまでも底辺が確立していて、しっかりしていて、その上でどうやって情報を発信するかですよ。農産物ができていないのに、買ってください、情報発信なかなかできないじゃないですか。でも、グループを組むことによって情報発信できます。つまり、4月にはあなた、Aという人、5月にはBという人、あるいはその次はCという人が組んでやるんだから、情報発信はできるんですね。

だから、ここはもう少し、施設の機能をお考えになったほうがよろしいかとは思いますが、やはり現場の事業者の今ある姿をもう一度、もう一度つかみ直して、それがせつかく建てる施設なんだから、それが有効に働いていく、しかも私たちが想像する成果だけじゃなくて、事業者を取り入れることによって思いがけない発展性、展開性が出てくる可能性もあると思うので、ここはしっかりとこの機能が機能するように、再度皆さんで力を出し合っていただきたい、このことを申し上げて終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は今回のこのコミュニティ館の説明、ご苦労さまです。ぜひ、自信持ってやってくださいよ。悪いところだけを指摘をして、そしてさも全て、決して間違っているという言い方はしませんが、不十分なところを補っていただけるような、やはり議論というものも大事なんではないのかと、そして、それらのために、今回のこういったまとまった形での機能を持った施設が、今までこの南会津町にはないわけですから、それを全体でちゃんと大事にしながら、これから、今日あったような意見もいろいろ参考にさせていただきながら、やはり

充実を図っていく、それを肥やしにしていきながら、この施設運営に当たってってもらいたいなということをぜひ申し上げて、私の意見とさせていただきます。

すみません、質問にもならなくて。私もそういう形でぜひ、担当レベルなり、農林課一体となって、町挙げて頑張っていたきたいというふうに思って発言を終わります。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今ほど、3名の議員さんのほうからいろいろな視点でご質問いただきました。今後の施設運営について、反映できる分については反映しながらやっていきたいと思えます。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで、(3)木の町コミュニティ館(仮称)建設後の施設運営についてを終わります。

次に(4)新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業についてを議題といたします。

3時だから一服入れますか。一服入れますよ。

それでは、15時15分再開ということで、15分間休憩入れます。よろしく。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時13分

○室井嘉吉議長 それでは、会議を再開します。

(4)新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業についてを議題といたします。

説明をお願いします。

商工観光課長補佐。

○大竹政範商工観光課長補佐兼商工振興係長 商工観光課課長補佐兼商工振興係長の大竹と申します。

私のほうからは資料1、生活応援商品券給付事業、続けて資料4-2、酒蔵緊急支援事業の2つについてご説明させていただきます。

初めに、生活応援商品券給付事業について説明をさせていただきますので、資料の4-1をご覧ください。

この事業は、目的を資料の上段に記載しておりますけれども、新型コロナウイルスは、発生から2年半が経過した現在でも全国各地で様々な影響を及ぼしているところであります。こうした状況の中、不要不急の外出や日常生活における感染防止対策の徹底など、町内の感染防止対策にご協力いただいている町民の皆様への感謝と支援を行うこと、さらに町内のワクチン接種後の経済活動に弾みをつけることを目的とした事業であります。

具体的な事業の中身につきましては、目的欄の下に記載がございますが、まず、令和3年12月1日現在で、町の住民基本台帳に登録されている全町民を対象としまして、町民1人当たり5,000円の商品券を配布する事業であります。

この商品券は、地元の商店の売上げに直結しますので、ただ、この商品券を購入いただくという形ではなくて、町の住民基本台帳に登録されたデータを基に、各世帯宛てに町のほうから送付をさせていただきますので、事前に申請いただくような手続は予定しておりません。

また、この商品券の利用先につきましては、今年度発行しております飲食店を対象としましたグルメプレミアム商品券、それから飲食店以外の一般店を対象としましたプレミアム商品券の加盟店合わせて211店舗ほどを対象にしたいというふうに現在考えております。

資料の中段の中に、事業のイメージにスケジュールも記載しておりますけれども、この事業について本定例会で予算の承認がいただけましたら、商工会との業務委託によりまして、加盟店の募集や事業の周知を行いたいというふうに考えております。同時に、町のほうで商品券の作成、発注、それから発送の準備を進めまして、令和4年1月5日、冬場になりますが、町のほうから町民の方に発送するスケジュールを予定しております。

現在、利用されておりますプレミアム商品券一般と、あと来月10月には第2弾の飲食店向けのプレミアム商品券が発行される予定となっております。こちらの商品券の利用期限が12月31日までとなっておりますので、この事業で配布する商品券につきましては、冬期間の生活支援にする狙いがあります。

これまでも、プレミアム商品券を冬期間に使用したいというようなご意見もいただいておりますので、今回、買っていただくという形ではなくて、配布する商品券を高騰している冬期間の燃料代、あるいは成長したお子さんの被服の購入費用、こういったものに有効に活用いただければというふうに考えております。

最後に、この事業に係る予算としましては、資料の一番下に内訳を記載しておりますけれど

も、印刷製本費から商品券の発送に係る郵便代、それから加盟店に対する商品券の換金費を含めまして、総額で7,814万5,000円の予算を計上させていただいたところであります。

以上が、生活応援商品券給付事業の説明となります。

続きまして、酒蔵緊急支援事業について説明をさせていただきますので、資料の4-2をご覧くださいと思います。

この酒蔵緊急支援事業につきましては、昨年度も実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しまして、経営の安定に支障が生じている町内の酒蔵に対して、酒造好適米、いわゆる酒米の購入費用の一部を助成することによりまして、酒造業界全体への支援につなげることが狙いであり、また、本町産の酒造好適米の生産量の確保にもつなげていきたいと、こうした目的とした事業であります。

特に、酒造関連事業者は、飲食店への時短要請、地域によっては、お酒そのものが今は提供できないという地域もありますが、こうした新型コロナウイルスによる影響を大きく受けている業種であります。県の要請となっている飲食店に対しては、時短要請協力金が支給されます。この飲食店と取引のある事業者、例えば酒の小売店に対しても、県または国から一時金が支給されております。ただ、酒蔵に対しては、十分な支援が行き届いていないと、こういった現状があります。その酒蔵を対象としまして、補助対象経費の欄に記載がございますが、令和3年度に町内で生産された酒造好適米の買取経費を助成するものであります。

この事業によって、酒米の購入を支援することによりまして、資料の中段にイメージ図がありますが、米の生産から酒の製造、小売り、そして消費といった地域内で循環していく産業全体にその効果を広げていきたいと、このように考えております。

具体的な補助金の額につきましては、資料の中段より下に記載してございますけれども、令和3年度産米の取引価格で1袋30キロ入り当たり30%分の助成を予定しております。この30%乗じた際の端数100円未満については、切捨てとなることを見込んでおります。その下の四角囲みに、令和2年度の取引価格で試算した場合の助成額を記載しておりますが、例えば、夢の香という品種でいいますと、1袋、昨年は税込み7,700円という単価でありましたので、30%を乗じると2,300円、同様に五百万石というような品種であれば2,400円というような計算になります。

予算の計上につきましては、令和3年度の取引価格が確定していないということもありましたので、令和2年の取引価格を参考にさせていただきまして、事前に各4蔵元に酒造好適米の買取数調査をした購入予定数を乗じて、総額1,200万円の予算を計上させていただいたところ

であります。

以上、2つに関する説明となります。よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 観光課観光交流係長。

○五十嵐正喜商工観光課観光交流係長 商工観光課観光交流係長の五十嵐正喜と申します。

私のほうからは、資料4-3、南会津に泊まって応援キャンペーン事業及び資料の4-4会津高原スキー場誘客促進強化事業の2点についてご説明申し上げます。

まず、資料4-3をご覧ください。

南会津に泊まって応援キャンペーン事業であります。本事業につきましては、今年度実施中であり第1期、第2期のキャンペーンに引き続き、冬期間の第3期分として追加補正をし、実施したいということになります。南会津町観光物産協会への補助を想定してございます。

目的でございますが、資料に記載のとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な影響を受けている町内の宿泊施設またはガソリンスタンドや小売店など、事業者への支援ということで、冬期間における宿泊助成を通じ、観光関連産業の底上げを図るものというふうにしたいと思っております。

事業の内容でございますが、町内の登録宿泊施設への宿泊1泊につき3,000円の宿泊割引、また、1泊につき町内で買物等で使える1,000円分のクーポン券、これを発行し、お一人1泊で総額4,000円の助成を行う事業でございます。また、助成対象宿泊数は、今回の補正で5,000泊を予定しております。

事業スケジュールでございますが、あくまで現時点での予定ではございますが、年明け1月22日から3月20日までの間を第3期のキャンペーン期間といたしまして、予約の受付は1月の中旬頃から開始したいと考えております。予算額につきましては、2,110万円の計上ということで計上させていただいておりますが、詳細な内訳につきましては、資料をご確認いただければと思います。

なお、今年度実施中であり第1期、第2期の泊まって応援キャンペーンにつきましては、第1期を7月9日から8月31日まで、また第2期、こちらは9月1日から12月12日ということで事業をスタートしてございましたが、首都圏における緊急事態宣言等の発令や県内における感染拡大等の理由によりまして、7月10日から新規の予約受付を現在停止しておる状況です。今後、国や県の動向を見ながら予約受付を再開したいと考えておりますが、今回の追加補正分も含めて、冬期間、ワクチン接種後の観光需要に柔軟に対応してまいりたいと思っております。

続きまして、資料4-4をご覧ください。

資料4-4、会津高原4スキー場誘客促進事業であります。こちらは会津高原スキー場協議会に対する補助ということで事業を実施したいというふうに考えております。目的といたしましては、昨シーズンに引き続きまして、今シーズンにおきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、スキー場利用の減少が予想されますことから、町内4つのスキー場を共通で利用できるスキー場専用のエールチケット、いわゆる施設利用券を発行販売することで、スキー場への誘客を図りたいというものであります。

事業の内容であります。まず、スキー場エールチケットキャンペーンといたしまして、今回のキャンペーンは30%のプレミアム付きのエールチケットを発行販売するというふうにしたと考えております。発行数量につきましては、500円のチケットを13枚一つづりにして1冊ということで、それを1万5,000冊発行する予定でございます。

購入につきましては、1冊5,000円という単位で販売を想定をしております。利用の対象でございますが、各スキー場それぞれのレンタルやレストラン、または売店、あとはスキー学校、スノーボード学校、スクールですね、こちらのほうを利用対象としたいと考えております。基本的にシーズン券、リフト券については、このチケットでは購入できないというふうにしたというふうに考えております。

続いて、並行しましてコロナ対策誘客キャンペーンということで、今ほどご説明いたしましたエールチケットのPRを中心といたしまして、4スキー場協議会と連携して、様々なイベントに参加し出店するものや、広告媒体の活用による一体的な誘客活動を実施する計画でございます。

事業のスケジュールでございますが、エールチケットの販売につきましては、10月からインターネットを通じた先行販売、また各種展示会、秋以降行われますので、そちらのほうで店頭販売といいますかイベントでの販売を先行して行いたいというふうに考えております。

それから、スキー場がオープンした後は、各スキー場の窓口であるとか、スキー場協議会事務局である田島駅の中にある南会津観光、こちらのほうの窓口でも販売をしたいと考えております。

予算額につきましては、2,750万円というふうに計上してございます。詳細な内訳につきましては、資料をご確認いただければと思います。昨年度もプレミアム率50%ということでこの事業を行わせていただきましたが、昨年度の反省点や改善点を踏まえまして、今シーズンにつきましても第2弾ということで実施したいというふうに考えてございます。

なお、今年度の当初予算で計上済みであります会津高原スキー場協議会誘客促進事業補助金というものが380万、当初予算に計上されておりますが、この事業のPR事業と重複する部分があるものですから、合わせて今回の補正でそちらのほうは減額させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けていきます。

ちょっと待ってください。この進め方なんですけど、1つずつやってみましょう。ごちよごちよ、あっちいたりこっちいたりしないように。

それでは、生活応援商品券給付事業について質問、ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないということでもいいですね。

次に、酒蔵緊急支援事業について質問、ご意見等ありますか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私のこれまでの政務活動の中に、残念ながら酒蔵が入っておりませんでした。したがって、酒蔵の今、置かれている実態を承知しておりませんので、もし知っている範囲で酒蔵がどんな状況なのか教えていただければありがたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長補佐。

○大竹政範商工観光課長補佐兼商工振興係長 お答えさせていただきます。

酒蔵に関しましては、この間、何度か私どもと意見交換会をさせていただいておりますけれども、昨年来、やはり取引量が、町内より町外に出ていくお酒の量が非常に多いということで、特に緊急事態宣言、それからまん延防止措置、こういった措置の影響を受けまして、非常に売上げのほうが増少していると。具体的に数字も、今年に入ってからの3か月も調査してりましたが、平均で3割程度の落込みが見られると。

この各酒蔵におきましては、こういった状況を受けまして、現在、雇用調整助成金を活用しまして、計画的に従業員を休ませながら、何とか経営を続けているというような状況ですが、冬場に入ってまいりますと、休んでいるということではできませんので、そんなことでこれからの仕込みに少しでも安心して取り組んでいただけるように、また、農家の方からお米をしっかりと購入できるように、今回の支援を計上させていただいたところであります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 雇用調整助成金については、やはり雇用者、従業員というか社員の補償ですよ。しかし、経営というのは事業体の経営の利益、利潤がないと回していけない。雇用は確保を何とかできる、雇用調整助成金で。ですから、そのところを、例えばの話ですが、町内の売上げ、町内で様々なイベントがなくなったりですね。あるいは飲食店の時短とかそういうことも含めて、これまでずっともう2年近くになっているんですが、外販している外部に販売、いわゆる町外に販売、これらのウエートというのはそれぞれの酒蔵で違うと思うんですけども、町内の状況分かったら教えてくださいませんか。どのくらいの今、状態なのか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長補佐。

○大竹政範商工観光課長補佐兼商工振興係長 お答えさせていただきます。

具体的な町内での取扱い量、各蔵ごとに何%というところの数字までは把握していませんが、このコロナを契機としまして、町内それから都市部に限らず、そういったところに依存しないように、これからはブランド力をつけて海外展開していこうということで、今年度、4蔵元が集まって現在、話をしているところであります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 海外展開といえば、「ねっか」がいわゆる海外酒造の販売にこぎ着けて、今、頑張っているんで、そういうときに、私は毎回言いますが、いわゆる私たちのような素人販売の、マネジメントの素人では、しょせん行き詰るというか、考えられる領域というのは狭いんですね。そこで、やはり専門家というか、それぞれの知識なり情報なり、あるいはネットワーク力というものを持った人たちに、実はその経営にアドバイスをいただく、こういうことをぜひやっていただきたいんです。そのときに、国は業態変更について補助金は出していますけれども、今までやっていることの延長線上の中のあるにはなかなか出していない。ここを逆に言えば自治体で専門家を派遣していただく経費、そういうものを見てあげると、私はより弾みがつくのではないかなと思うんです。

そこで、助成金の3割、30%というふうに決めたいきさつというか背景は何でしょうか。教えてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

30%の根拠につきましては、先ほど課長補佐のほうからも説明ありましたように、売上減少、そちらのほうを調査しましたところ、4蔵元で平均しまして大体3割の売上が減少しているということでありましたので、今回、その3割減少分ということで3割補助しようというふ

うに決定したところでございます。

また、先ほど4番議員からお話ありました専門家のアドバイス受けられる云々というお話につきましては、今現在、既存の要綱の中で、そういうことができないものですから、そういったものも、やはり役場ですとか、商工会のほうで専門的なやはりアドバイスというができませんので、そういったプロにアドバイス等をいただく場合に、何らかの助成ができるように今、要綱の改正等について検討しております。

あと、先ほど、補佐のほうから海外展開も考えているというお話あったかと思いますが、既存の制度の中で、そういった販路拡大に向けた取組については、支援できる助成制度等ありますので、4つの酒蔵のほうにもそういった制度を活用できますので、そういったときにはぜひ申請してくださいというお話についてはさせていただいているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これは、30%という場合に、売上げが30%落ちると、酒米を仕入れする金額の30%では、分母が違う。だから、この分母を、いわゆる売上げというのはトータルなので、かなり大きな数値になっていると思うんです、30%といっても。でも、ここでいうと4蔵だと、この予算を4つで割ると300万くらいになるんですが、そのところで結局売上げのダウンを見ているとすれば、そこにどれだけの貢献をするかという基準は、売上げが落ちたものと同じということではなくて、もう少しそこにその経営に関する入れ込みというか、そのものを上積み、私はすべきだったのではないかないうふうに思っているんです。それは、皆さんも当然、理解しているんでしょうけれども、町の言ってみればものづくりの核だったんですよ。お酒というのは、伝統文化でいわゆる祇園祭とか何かとか、そういったものでもお神酒というかそういうのがあって、酒文化というのは、この町の実は伝統的な、しかも歴史的な大きな役割を果たしてきた。それをやはりなくさないんだというような強い意欲でやってほしい。

そのためには、これはこれで今回、決められたんでしょうからいいんですが、やはりその売上げをどのくらいと、なかなか外部に出したくないでしょうし、教えたくないでしょうけれども、そこは理解をしながら、そして町で独自にやることも大事ですが、やはり国に働きかけていくという、これ、余談かもしれませんが、実は私も国会議員や私が現職の町長の頃の知り合いの経済産業省や国土省やいろいろなところと、ある意味で連絡を取らせてもらおうと、実はコロナ禍、いわゆるコロナの終わった後、ある程度、今もテレビで収束したとかしないとかと言

ったとか言わないとかってやっていますが、一応、ある程度の目安がついたときに、どうするかというのは、国のほうではなかなか迷っていて分からないです。

ですから、やはりこれは地元から提案をしていく。こうしてほしいんだ、できるできないじゃない。こうしていただくと、我が町のこの産業は、こういうふうになるんだということを県を通しながら、ぜひ提案をしていっていただきたい。そのための私たちが何か役に立つのであれば、大いにそこは支援をさせていただきたい。

そんなことを申し上げて、私の意見、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 ご意見ありがとうございました。

参考までになんですが、先ほど4番議員のほうから売上減少分と今回の米の30%、一緒くたにするのもどうかという趣旨のお話があったかと思うのですが、売上減少分につきましては、これまでも何回も給付金という形で、国・県よりも町独自の給付金制度ということで、売上減少分については酒蔵さん以外にもですけれども、支援をさせていただいてきました。

また、販売量が減っているというお話もございましたので、地酒で乾杯プロジェクトのほうの会のほうで、4酒蔵の四合瓶のセット等をつくりまして、そちらの販売についても助成させていただくというようなトータル的な支援でさせていただいております。

今回の酒造好適米の補助につきましても、やはり50%補助とかといいますと、ほかの影響を受けているのが酒蔵だけでもないという部分もありまして、あまり助成率高くしますと、全体に影響を及ぼしますので、かといって2割ぐらいですとちょっと少ないかなという部分で、3割にさせていただいたという経緯がありますので、そういったことをご了解いただければというふうに思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、答弁あったので、それに対して私の意見を申し上げますが、そういうことであれば、今でなくていいですから、大体どのくらいの売上げに対する割合が助成とか支援されているかというのは出せるでしょう。トータルで今までやってきたことを、そういうのであれば、どのくらいの額とか割合になっているか。これは、1つは30%なんだけれども、前にも出しています、いろいろ出しています。そうすると、全体にコロナ禍でいろいろと支障を来し、て売上げが下がったんだけれども、このくらいの支援にはなっていないことは分かりますか。今でなくていいですよ。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

4つの酒蔵で、給付金も今まで何種類もの給付金をやってきたものですから、該当した酒蔵さんもあれば該当しなかったところもあって、酒蔵ごとにはばらばらになっておりますので、この場で具体的な数字はちょっと申し上げられませんので、申し訳ございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 個人情報とまたこういう話になるのかもしれませんが、そういうことが分からないと、もやもやがあって、結局私たちが今後、どういうふうな政務活動につなげていったらいいかというのが分からないですね。要するに、きちっとした数字はなくてもいいですよ。そういうふうに答弁するのであれば、答弁される範囲でできているはずですから、それを後でもいいですからお示しいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 いいですか。後でもいいということだから。月曜日以降の一般質問の機会もごきますし、あるいは常任委員会等もごきますから、そういう場で分かれば、調べておいて教えていただければ結構だというふうに思いますので、そういうことでいいですね。

ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 こういう支援、いろいろな企業に対して、職種もそうですが、いろいろ支援ありますね。そのときに私思うんですよ。これまでの延長で落ちたから支援しますと、そういうケースがすごくいっぱいありますよね。困っているから支援します。それはそれでいいです。

しかし、1つ例を言います。喜多方のある酒造会社は、100%自立のエネルギーを目指して動きだしています。郡山の酒造会社も、地元の杉を生かした酒樽を使って、要は環境問題ですよ、SDGs、そういうものと絡めて、自分たちが環境に対してどういうことができるかということ課題として、頑張り始めています。ですので、こういう支援をもしするならば、酒蔵さんがこれから環境に対して自分たちが何をすべきか、何ができますかということも考えていただきたいんです。

今、なかなかコロナ禍で大変だと思います。そこまで余裕はないかもしれませんが、もし町がこうやって公の金を出すんだったらば、環境に対して自分たちがSDGs、何ができるかということも考えてもらうきっかけにさせていただいたらいいんじゃないかなと私は思うんです。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 今回は、コロナ禍の中での支援ということなので、ご理解願いたいと思います、そこは。SDGs、この考え方、事業推進の仕方、これはまた別ということで、当然、経営の中では一緒かもしれませんが、そんなことも町としてはできる支援は当然、していかなければいけないし、町としての施策としてもやっていかなきゃならないと思っていますので、今回はSDGsじゃなくて、本当にこのコロナ禍の中で、消費が落ち込んで困っている経営、この状態をなんとかバックアップする、そういうための支援なので、ご理解願いたいと思います。それぞれの目的に合った支援の仕方を町は今後、推移を見ながら、いろいろな形の中でやっていかなきゃならないと、そのようにも思っていますが、考え方としては、そのようなことは今回のこの酒蔵の緊急支援事業では考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 町長の言っていることもすごく分かります。ただ、私が言いたいのは、消費者の価値観が違ってきているということなんですよ。そういう会社の例えば、お酒を造っている人たちもそういうことに取り組んでいるから協力しようという動きが今、全国的に広がっているということなんです。

コロナ禍の対策はこれはこれでいいと思います。ただ、困ったからこれを支援します、そうしますだけではない、もう一つの支援の策もあるんじゃないかという提言をしているわけです。これに対して答弁はいいりません。

○室井嘉吉議長 あとはないですか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは、ないようでございますので、次に4-3、南会津に泊まって応援キャンペーン事業について質問、ご意見ありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 ちょっと確認の意味で質問しますが、この事業を利用するということは、これはお客さんがクーポン券を買うのか、宿泊所が買うのか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○室井嘉吉議長 観光交流係長。

○五十嵐正喜商工観光課観光交流係長 お答えいたします。

こちらのクーポン券につきましては、事務局のほうから事前に宿に500円のクーポンという形になりますが、配布をさせていただきます。それで、宿泊された方、宿のほうで受け取るというような形で今までやっておりますので、今回もそのような形でやりたいと思っております。

す。

以上です。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

例を挙げて説明させていただきます。例えば、一人1泊1万円だとします。泊まった際に帰りにレジとかで精算すると思うんですが、そのときに、本来ですと1万円払わなきゃならないんですが、3,000円差し引いて、7,000円をそこで払って、その際に1,000円分のクーポンを頂けると。ですから、実質7,000円しか払ってなくて、1,000円頂けるので、実質6,000円で泊まったと同じような形で泊まれるというようなふうにお考えいただければというふうに思います。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それ、私もちょっと理解ができないところなんだけれども、そのクーポン券を、例えば宿泊所で頂きますということになれば、それを最初から宿泊券というのは、クーポン券というのは、宿泊所に行くのか、それともこっちの事務所で販売するのか、それは誰が買い求めるのか、それをちょっとお聞きしたいなと思ったんです。

○室井嘉吉議長 観光交流係長。

○五十嵐正喜商工観光課観光交流係長 答え申し上げます。

すみません、全体的なイメージで申し上げますと、まず、この町の宿泊施設に泊まりたいという方が、まず泊まりたい宿に直接連絡をいたします。宿はその予約を受け付けまして、どこどこから来たこの方がこの日に泊まりますという情報を事務局のほうに連絡いたします。そうしますと、事務局のほうから、その予約をいただいた本人のほうに3,000円の割引が適用になりますというようなはがきを送付いたします。

宿泊割引については、そのはがきをお持ちいただいて、泊まって精算するときに3,000円が引かれた料金で精算をいたします。そのほかに、そのときに地元の買物等で使えるクーポン券、商品券ですね、いわゆるそれを1,000円分、宿のほうからお客様にお渡しいただいて、帰りに例えばどこかの商店とかガソリンスタンドのほうで、この券を使つていただくと、そういうようなイメージでございます。

よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 それは大体イメージ的に分かりました。ただ、私が心配したのは、

この6月の議会で、その補助金30万がどうのこうのという質疑がありました。なぜもらえないのかという質疑があったんですが、そういう場合においては、やはり業者であれ何であれ、個人の責任というのは、やはり明確にしてもらわないと、言えばもらえるという形も困るし。だから、そういう個人の責任だよな、その申請の度合いによっては個人のやはり責任になると思うんで、そこら辺を明確にしてもらいたいなと私はそういうことで、今、質疑しました。

だから、やはり議会においてもそういう中でそういう答弁をする、何をするというのに対して、この発議者に対しては、そのものに対して、執行部の答弁にしても、やはりそこら辺、お互い個人の責任ということを明確にしたものを議会の中では発していただきたいということで、私は今、質問したのでありまして、答弁は要りません。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ちょっと2つお聞きします。

この期間中の利用回数で去年もちょっといろいろあったと思うのですが、一応、基本的にはここに1回ということを書いてありますが、その複数利用するということはできないんだという認識というか、そういう整理は、例えば、宿泊所のほうにAさんという人が同じく、例えば2回泊まったからといって利用するようなことは駄目なんですよというのは徹底は図られるんですか。

○室井嘉吉議長 観光交流係長。

○五十嵐正喜商工観光課観光交流係長 お答え申し上げます。

今ほどありました期間中の利用回数の1回というものにつきましては、今までこの事業やるに当たりましては、事前に事業者の説明会、意見交換会等を実施してございます。そういった中で、今回のキャンペーンにつきましては、そういったことをご協力いただきたいということで、お願いをする予定でございます。

確認の仕方につきましては、例えば電話番号であるとか、電話番号ちょっと分かりづらい部分もありますが、同じ番地の方とか、そういったところでチェックをいただくような形を取りたいなと考えてございます。あと、当然、宿泊される方への情報につきましても、利用回数はキャンペーン中に1回、連泊は2連泊のみですよというようなことで、情報は流したいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 分かりました。一応、そのところは不公平が生じないような形の対

応というのはよろしくお願ひしたいなと思います。

あと、期待される効果の中で、ワクチン接種後の観光需要の下支えというのが一番最初に上がってきておるんですが、これは、今ちょっといろいろマスコミ報道の中なんかだと、ワクチン接種の証明書をもらった人に対応するんだとか、これから、今、大分、一時期、今ちょっとずつ減ってはきているんだけど、次の危惧もありますよね。いろいろなベータ株とかなんとかというのが出てきていますから、それらについては、そういった制約とか制限は設けないというような理解ですか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

特にワクチンの接種済証を見せて、受けた方じゃないとこの制度を利用できないとか、そういう制限を設ける予定はございません。例えば、宿のほうでどういう対応をされるかというのもあれば、必ずこうしてくださいというのも、やはり町であったり、観光物産協会のほうできっちり形を決めて、それに必ず従ってくださいというのも、ちょっとするのが難しい面もございますので、細かい点については、大まかな、最低これだけは守ってくださいというお願ひはする予定ですが、細かいところまでについては、各宿泊施設等に対応はお任せしたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、以上で南会津町に泊まって応援キャンペーン事業は終わります。

次に、最後になりますが、会津高原4スキー場誘客促進強化事業について質問、ご意見等ありましたら。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 このスキー場のエールチケットキャンペーン、これはこれでそれなりに意義があると思うんですけども、会津高原の4スキー場の誘客上の課題、これって把握していますか。というのは、私が未熟な経営知識を総合して見ても、いわゆる会社内の内部要因、つまり会社としての強みは一体何なのか、あるいは弱みは。さらに、これがコロナ禍によって、近隣のスキー場は一体どのような状態に置かれているのか。あるいはそこではどういう経営の工夫をされているのか。そしてさらに、今後、それらを総合的に考えて、スキー人口がどうなっていくのか、こういった企業戦略に必要な前提となる検討、協議、内部、これをされていて、その上でこのキャンペーンが必要なんですと、こういう背景として理解してよろしいでしょう

か。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

毎月1回、4スキー場の代表者の方に集まってお話しして、商工観光課の職員と一緒に来シーズンに向けたスキー場運営の在り方等について意見交換会といいますか打合せのほうをさせていただいております。

今ほど、4番議員からお話ありました会社としての強み弱みとか、スキー場人口が今後、どうなっていくのかとかという視点までは、申し訳ございませんがそこまでの議論については現在、行っておりません。

ただ、やはりいろいろなところに営業回りをしていて、やはり大きい会場にいろいろなところが来てやっている場合については、こういう営業とか、例えばこういうのがあるとやはりアピール度が高くなるから、じゃこういうのをうちでもつくってみようかというような、ほかのものを参考にさせていただきながら、必要なものについては次に準備をして、そのときに持っていくとか、そういった改善は行っております。

あとは、今回のこの4スキー場誘客促進強化事業を提案させていただきましたが、この補正予算の計上に当たっては、4スキー場協議会のほうで、これ以外にもたくさんの要望、こういったものを予算を取っていただけないかというような形で要望を出していただきました。その中で取捨選択等をさせていただいて、4つのスキー場でも一番やっていただきたいのは、この事業だというようなことで、町とも考えが一致したものですから、今回、その事業について提案をさせていただいたということで、町だけの考えでこれを実施しているのではないということで、ご了解いただければというふうに思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これは町からの支援だから、ある種、公的資金として町民の側から見れば、貴重な税金を出すわけです。これを置き換えてみて、銀行からだすと、銀行が支援をすると、無利子だか低率になるか分かりませんが、そのときに、その会社がどれだけ本気に経営を改善し、あるいは検討会を開き、いわゆる市場調査をし、そういうことをきちっと協議しないと、銀行からはただの1円も出ないですよ。

そこまでやれとは言いません。でも、今、商工会で経営計画策定のセミナーをやっています。集まった人たちが10人くらいいました。なぜ、株式会社みなみあいづは出てこないんだろう、そういう話もありました。いや、通知はしました、商工会の事務局では通知はしました。こう

いうところで勉強して、実はそこでシミュレーションもやるんです。そういうことを真剣にやりながら、その中の一環として、こういうプレミアムの事業を起こしながら誘客を増やしていきたいでしょう。これは、住民の方々も納得しますよ。そこに来た10人の方は、私はどこからおいでになったか分かりません。広域でやったので、下郷から来たのか、あるいは只見から来たのか、檜枝岐から来たのかは分かりませんが、そういう方がなぜ株式会社みなみあいづはここに来て勉強しなくていいのか、ここに来ないんだろう、そういう話をしていたのは事実ですから、確かめていただいて、こういうことをやるのは大いに結構ですが、やはり大本となる経営のいわゆる核心を責任を担う人たちがしっかりと今後、公金を出す場合には、私たち自身が、自分たちがしっかりそのところを考え、押さえておかないといけないんだという認識を持ってもらうように、ぜひお声かけをいただいたらありがたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 それでは、今ほどのは意見ということですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで（４）新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業についてを終わります。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 町長からの協議・議題は終了をいたしました。

上衣の着衣を願います。

これをもちまして、令和3年第5回南会津町議会全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時04分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉